経　済　港　湾　委　員　会　記　録

１．会議の日時　　令和８年９月15日（火）午前10時０分～午後３時49分
２．会議の場所　　第４委員会室
３．会議の議事　　下記のとおり
４．出席委員の氏名　下記のとおり

協議事項

（経済観光局）

１．予算第20号議案　令和８年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
２．第62号議案　中央卸売市場本場土物センター・大規模加工場棟新築工事請負契約締結の件
３．報告　工事請負契約の締結について（関係分）
４．報告　令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
５．報告　市債権の放棄について（関係分）
６．報告　「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の取り組み状況について
７．報告　「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について

（港湾局）

１．陳情第218号　神戸空港の特定利用空港指定問題について、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせ、神戸市が指定に同意しないことを求める陳情
２．陳情第219号　神戸空港の特定利用空港指定問題について、神戸市が指定に同意しないことを求めるとともに、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせることを求める陳情
３．陳情第220号　神戸空港の特定利用空港指定問題について、神戸市が指定に同意しないことを求めるとともに、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせることを求める陳情
４．陳情第223号　神戸空港の特定利用空港指定について、指定に同意しないことを求める陳情
５．陳情第224号　神戸空港の特定利用空港指定問題について、神戸市が指定に同意しないことを求める陳情
６．陳情第225号　神戸空港の特定利用空港指定に同意しないことを求める陳情
７．陳情第226号　神戸空港の特定利用空港指定に反対する陳情
８．陳情第227号　神戸空港「特定利用空港指定」受入れ拒否に関する陳情
９．陳情第228号　神戸空港の「特定利用空港」への指定に同意しないことを求める陳情
10．陳情第229号　神戸空港の「特定利用空港」への指定について市民への説明時期を明示することを求める陳情

11. 陳 情 第２３０号　神戸空港を「特定利用空港」にしないことを求める陳情
12. 陳 情 第２３１号　神戸空港の特定利用空港への指定に同意しないことを求める陳情
13. 陳 情 第２３２号　神戸空港の「特定利用空港」への指定に同意しないことを求める陳情
14. 陳 情 第２３３号　神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないよう求める陳情
15. 報　　告　令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
16. 報　　告　特定利用空港に関する神戸市の質問に対する国の回答について

（文化スポーツ局）
１．予算第20号議案　令和８年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
２．報　　告　令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
３．報　　告　東灘体育館再整備基本計画策定に係る市民意見募集の実施について

出席委員（欠は欠席委員）

委員長　髙　瀬　勝　也
副委員長　三木しんじろう
委　員　森　田　たき子　岩谷　しげなり　門　田　まゆみ　赤田　かつのり
諫　山　大　介　平　野　達　司　あわはら　富夫　山　口　由　美
松本　しゅうじ

議　　事

（午前10時０分開会）

○**委員長**（髙瀬勝也）　ただいまから経済港湾委員会を開会いたします。

本日は９月11日の本会議で本委員会に付託されました議案及び陳情の審査並びに報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、こうべ未来さん、つなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（髙瀬勝也）　御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、写真撮影等の許可についてお諮りいたします。

朝日新聞社さんより、本委員会の模様を写真撮影、録音したい旨の申出がありましたので、許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（髙瀬勝也）　御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、陳情第218号から第220号、第223号から第228号、第230号及び第231号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありますので、港湾局審査の冒頭に口頭陳述を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（経済観光局）

○**委員長**（髙瀬勝也）　これより経済観光局関係の審査を行います。

それでは、議案２件及び報告事項５件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**大畑経済観光局長**　おはようございます。経済観光局長の大畑でございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　着席されたままで結構です。

○**大畑経済観光局長**　それでは、議案２件及び報告５件につきまして一括して御説明を申し上げます。

お手元の経済港湾委員会資料の１ページを御覧ください。

予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、経済観光局関係分について御説明申し上げます。なお、金額の100万円未満は省略させていただきます。

１補正予算の概要でございます。

中東情勢の影響を受ける市内事業者への支援に取り組むための補正予算でございます。

補正予算額は、２歳入歳出補正予算額一覧の最下段に掲げておりますとおり、歳入歳出ともに１億7,500万円でございます。

３歳入予算の説明でございます。

第18款国庫支出金、第２項補助金は１億7,500万円でございます。

２ページを御覧ください。

４歳出予算の説明でございます。

第７款商工費、第１項商工振興費、第５目中小企業金融対策費につきましては、市内小規模事業者への資金繰り支援に伴う補正として、予算を7,800万円増額しようとするものでございます。

第８款農政費、第２項農政総務費、第３目地域整備費につきましては、農業従事者への支援に伴う補正として、予算を3,200万円増額しようとするものでございます。

第３項生産振興費、第１目流通対策費につきましては、農畜水産業者への支援に伴う補正として、予算を6,500万円増額しようとするものでございます。

３ページを御覧ください。

第62号議案中央卸売市場本場土物センター・大規模加工場棟新築工事請負契約締結の件について御説明申し上げます。

27億930万円で西松建設・橋本建設特定建設工事共同企業体と締結しようとするものでございます。

なお、４ページには議案関連資料として工事内容の詳細を、５ページに施設配置図を、６ページに完成予想図を添付しておりますので、併せて御参照ください。

７ページを御覧ください。

一般会計における２億5,000万円以上５億円未満の工事請負契約につきましては、令和８年２月１日から令和８年８月31日までの期間における該当契約は、神戸ファッションプラザ空調機更新工事、神戸国際展示場１号館熱源改修工事支援業務の２件でございます。

８ページを御覧ください。

令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、経済観光局関係分でございます。なお、金額の100万円未満は省略させていただきます。

一般会計予算繰越明許費、第７款商工費、第１項商工振興費では、食支援事業など11事業を、第２項貿易観光費では、有馬温泉地域における人材確保策の推進など６事業を令和８年度へ繰越しいたしました。

９ページを御覧ください。

第８款農政費、第２項農政総務費では、担い手確保・経営強化支援など５事業を、第３項生産振興費では、燃油高騰緊急対策など６事業を、第４項農林土木費では、ため池整備を令和８年度へ繰越しいたしました。

繰越額の合計は、最下段にございます27億7,000万円、繰越理由は工程調整のためでございます。

10ページを御覧ください。

市場事業費予算繰越明許費、第１款事業費、第３項施設整備費では、本場予防保全など２事業で合計１億7,800万円を令和８年度へ繰越しいたしました。繰越理由は工程調整のためでございます。

11ページを御覧ください。

次に、市債権の放棄につきまして、経済観光局関係分を御説明いたします。

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行ったもので、令和７年４月から令和８年３月までの実施分でございます。なお、金額の１万円未満は省略させていただきます。

神戸市勤労者持家促進資金貸付債権につきまして、神戸市債権の管理に関する条例第16条第１号事由により、１件、１億4,776万円を放棄するものでございます。

12ページを御覧ください。

「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の取組状況について御報告いたします。

１．地場産品等の優先活用についての主な施策につきましては、市主催のイベントなどにおいて神戸の地場産品等の提供を行ったほか、ふるさと納税の返礼品として地場産品等の活用を推進しました。

２．地場産品等に接することのできる場の提供、（１）神戸の地場産品等に接する機会の創出として、灘の酒やビーフ、農産品等の神戸の食の魅力をＰＲするイベント、神戸グルメディスカバリーを実施するとともに、神戸北野ノスタや神戸ポートタワー２階ポートアレイにおいて、神戸の地場産品の販売を行いました。

13ページを御覧ください。

（２）ファッション文化の啓発として、神戸ファッション協会と連携し、①真珠のアクセサリーづくり教室や、②神戸の食文化の発信などを行いました。

（３）国内外への情報発信として、①神戸市ウェブサイト等でファッション産業の魅力を紹介したほか、②首都圏等における神戸ブランドの魅力発信では、横浜で開催されたアフリカ開発会議のサイドイベントにおいて灘の酒のＰＲを行いました。

14ページを御覧ください。

③清酒の魅力発信では、阪神電気鉄道・灘五郷酒造組合・西宮市との連携により、大阪・関西万博への出展を通じて灘の酒の魅力を広くＰＲしたほか、灘の酒蔵謎解き探訪として、酒蔵など15か所を巡る謎解きイベントを実施いたしました。

15ページを御覧ください。

④洋菓子の魅力発信では、神戸洋菓子フェスタなどのイベントを通じた魅力発信を行いました。

また、⑤アパレルの魅力発信では、Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｍｅｅｔｓ　ＫＯＢＥのキックオフイベントとして、プロスポーツと連携したイベントを開催しました。

３．ブランド化推進の取組についての主な施策、（１）神戸ブランド魅力向上補助として、神戸のファッション産業分野における各産業特有の課題を解決する新たな取組などに対し支援しました。

４．イノベーション創出・人材育成及び新たな市場開拓等支援に関する主な施策、（１）人材育成、①ファッション美術館での人材育成では、服飾を学ぶ学生などを主な対象に展示解説や服飾講座を行ったほか、16ページに参りまして、②業界団体主体の人材育成に関する支援を行いました。

（２）新たな市場の開拓・販売促進の支援、①真珠の販路開拓に関する支援では、神戸の国際的な真珠取引の拠点化と神戸真珠のブランド強化に向けて、国際入札会等の開催を支援しました。

17ページを御覧ください。

②ケミカルシューズの販路開拓に関する支援では、日本ケミカルシューズ工業組合が主催する展示会や販売会などを支援しました。

５．市の他施策との連携、（１）観光施策と連携した日本遺産の活用として、デジタルスタンプラリー等を実施したほか、（２）海外事務所等と連携したＰＲとして、Ｋｏｂｅ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｃｌｕｂを通じ、灘の酒などの地場産品のＰＲを行いました。

なお、18ページから20ページには条例の本文を掲載しております。

21ページを御覧ください。

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取組状況について御報告いたします。

なお、資料中の５．神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策のうち、学校給食での神戸産農水産物の利用に関する記述の一部に誤りがございました。直前に修正いたしましたことをおわび申し上げます。

それでは、御報告いたします。

１．生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策、（１）生産者等によるマーケットの開催として、ＥＡＴ　ＬＯＣＡＬ　ＫＯＢＥ　ＦＡＲＭＥＲＳ　ＭＡＲＫＥＴを東遊園地等で開催したほか、（２）農漁業体験への支援として、地域団体等が主体的に取り組む稲作体験・野菜栽培体験などの農漁業体験イベントに対して支援を行いました。

２．啓発活動等についての主な施策につきましては、農産物においては、市内の小売店やイベントにてＰＲ販売を行うとともに、花卉においては、神戸産の花をＰＲし、消費拡大につなげるため、街の彩ガーデンとして、公共的な場所で花を展示しました。また、水産物においては、垂水漁港における漁業デーの開催をＰＲしました。

22ページを御覧ください。

３．生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策、（１）生産拡大に関する取組として、こうべ再生リンを配合した肥料、こうべハーベストや市内産堆肥の購入支援を実施するとともに、市域沿岸域に適した定着性のある魚介類の種苗生産・中間育成・放流を行いました。

（２）農水産業等の担い手に対する支援として、10年後の農地の耕作者・後継者を明確化する地域計画を地域との協議の上、策定・変更しました。また、神戸ネクストファーマーの育成に取り組むほか、ラジコン草刈り機等のスマート農機の活用推進に係る支援を行いました。

（３）市内流通の促進として、こうべ再生リンを配合した肥料や堆肥等により栽培された農産物にＢＥ　ＫＯＢＥと表記することにより、販売・ＰＲを支援しました。

23ページを御覧ください。

４．生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策として、渇水対策として、市内農家が実施した応急的な用水確保対策を支援しました。また、イノシシ・アライグマ等の野生鳥獣による農作物被害等を軽減するため、農業者・猟友会等と捕獲活動に取り組みました。

５．神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策として、安全で新鮮な神戸産野菜や米を学校給食へ提供し、地産地消を推進しました。

24ページを御覧ください。

６．ブランド化の推進についての主な施策として、ＢＥ　ＫＯＢＥ農産物を含む神戸産農水産物の魅力を伝える場として、神戸の食をテーマとしたイベント、神戸グルメディスカバリーの開催に加え、ホームページを活用した魅力発信を行いました。

７．他の施策との連携についての主な施策、（１）観光関連として、神戸市観光園芸協会と連携し、イチゴ等の観光農園及び貸農園のＰＲを実施しました。

（２）食育関連として、神戸産農水産物の学校給食での利用促進に努め、食育を推進したほか、小学校で花卉生産への関心を高めるため、花育の事業を実施しました。

８．６次産業化の支援についての主な施策として、事業者と農漁業者のマッチングにつながる

登録フォームを運営したほか、国補助事業等を活用し、神戸産農産物を加工する施設整備を支援しました。

なお、25ページから27ページには条例の本文を掲載しております。

以上、議案２件及び報告５件につきまして一括して御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（髙瀬勝也）　当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、経済観光局関係分に関して御質疑はございませんか。

○**委員**（森田たき子）　おはようございます。よろしくお願いします。私のほうからは、中東情勢の影響を受ける市内事業者への支援、これについて、昨日の本会議で森本議員が補正予算案について質疑をさせていただきましたので、これに関連をしてお伺いしたいと思います。

今回の小規模事業者への資金繰り支援というのは、トランプ関税で支援していたものをもう１度やろうとしているとお聞きをしておりますが、トランプ関税対策として支援をした融資制度、こうべおうえんの保証料全額補助が終わって以降の市内事業者の実態、お伺いしたいと思います。

○**民部経済観光局副局長**　中東情勢のお話と、あと、こうべおうえんを一旦３月で制度終わってからというお話があったかと思いますが、中東情勢につきましては、本会議等でも御答弁させていただきましたけども、今年の春先、４月５月につきましては、非常に石油と石油化学製品の供給が非常に滞る、いわゆる供給の目詰まりが起きているという状態が実際に発生しておりました。その旨につきましては、私どもも市内の事業者の方々から多くそういった声を寄せられたところでございます。

それ以降につきましては、政府と、あと石油業界の皆様の御努力もあって、大体調達のめどが大分ついてきたということと、あと、目詰まりに関しては政府もかなり一丸となって様々な事業者の指導なりを行ったということもありまして、供給不足についてはほぼ今は問題になっていないという認識かというふうに思っております。

一方で、それを踏まえた経済情勢についてでございますけども、確かに物価高騰が進む影響もあって起きているという状況は否めないところではございますが、一方で、日本銀行であり、また内閣府等の景況判断につきましては、比較的緩やかに回復傾向が続いているといった状況もございますので、それほど――我々が当初懸念しておりましたサプライチェーンが断絶するといったような悪化には至っていないという認識をしておるところでございます。

そして、こうべおうえんにつきましては、昨年度５月の補正予算におきまして、米国関税が急遽ああいう形で引き上げるという話がありまして、その時点におきましては、私どもも神戸市内にどういった影響が及ぶかということが全く想像がつかなかったということもありまして、５月に――本来は大分異例ではあるんですけれども、年度当初始まった５月に補正予算を認めていただきまして、融資額を1,000万円に引き上げ、かつ信用保証料を全額補助するという制度の運用をスタートさせていただいたところでございます。

そして、この融資制度は非常に好調で、たくさんのお申し込みいただいたんですけども、一旦３月の段階で締めてみましたところ、実際にはアメリカの関税の影響を受けたという事業者がほとんどいらっしゃらなかったということで、単なる資金繰りの支援にとどまっていたという実態が明らかになってきました。

そういった状況を踏まえまして、一旦緊急対策としてのこうべおうえんにつきましては終了させていただくということにしたと同時に、令和８年度の当初予算におきましては、こうべ躍進という少し違う融資制度につきまして、新事業を取り組む事業者さんであるとか、経営改善を取り組む事業者さんにつきましては、信用保証料を２分の１から４分の３に上げるといった拡充を行ったほか、こうべおうえんの実績につきましても、おおむね1,000万の上限のところを、500万程度に収まったということもありましたので、融資制度全てにつきまして500万円に引上げを行ったといったところで現在運用しているところでございます。

以上です。

○**委員**（森田たき子）　トランプ関税が、その影響というのが、今おっしゃったような状況になっていたということなんですけども、それが支援が終わった後も、やっぱし事業者の皆さんというのは大変苦しい、厳しい状況は続いていた。これはもう先日の答弁でも述べられていたと思います。

ところが、今回の補正ですね。これはこの10月から６か月間の支援だというふうにお伺いしているんですけれども、これ融資の額も全体の補助額も前回に比べて下がっているんですよね。だから、本当に今困っている事業者さん、応援できるのかなというふうに思うと、非常に心配です。

事業者の皆さんが安定した事業を今後も続けていけれるようにしたいと言われるんであれば、この融資については、元に戻していたこの４月からの期間の全額補助相当分、せめて今回支援を上乗せをして、すべきだったんではないかというふうに思うんですけど、この点いかがでしょうか。

○**民部経済観光局副局長**　この間、４月から10月までの間に至るまでなんですが、実は県・市で協調で実施しております融資制度のうち、経営円滑化貸付というもので、非常に有利な利率で運用を行っているものがございまして、これを、県と協議しまして、５月から拡充したという実績がございます。

こちらにつきましては、７月現在で既に260件を超える申請をいただいておりますなど、非常に事業者にとっては役立てていただけるのではないかという内容になってございますので、こうした融資制度以外にも、我々、令和７年度２月と、あと８年度当初予算でも50億を超える企業向けの支援施策打ってきておりますので、それらを着実に実行して企業支援に当たってきたというのが実際のところでございます。

以上です。

○**委員**（森田たき子）　実際、融資に関しては、コロナの返済ですよね――ときの、それが今始まっていて、そのときの残額がいろいろ残っているというふうな状況の中で、なかなか銀行のほうも、信用保証協会のほうに対しても貸してもらえないと、融資が非常にそこでネックになってて困ってるというふうな業者さんのお声もお聞きをしています。先日私も、20年間頑張っておられたラーメン屋さん、ここが大変経営も厳しくなって、もういよいよ店を閉めてしまったというふうにもお聞きをしました。

こういったように、サービス業、製造業、建設業というのは非常に今、仕事ができなくなっています。市場の状況、お分かりだと思うんですけれども、本当にそんな中で、人手不足、そして最低賃金今回引き上げられて、本当に困っていらっしゃいます。

上越市などでは、こうした状況の中で、事業継続支援緊急対策支援金として、１事業者に10万円を手当てをしております。神戸市でも、こうした中小企業への賃上げ支援、私、今必要だと思

うんですけど、この点についてはいかがですか。

○**民部経済観光局副局長**　賃上げの支援につきましても、従前からもろもろ御答弁させていただいておりますけども、そもそも今現在におきましては、かなり多くの事業者が継続的な実施に向けて、また数年わたる賃上げの機運に対して対応されるべく努力されているところというふうに認識しておりまして、その取組を支援するというのが我々の本筋ではないかというふうに思ってございます。

ただ、一方で、賃上げを継続して続けていく、行っていくためには、その原資はやはり企業自らが稼いでいただくということが大原則かなというふうに考えてございます。そのため、我々、ＤＸの推進であるとか、様々な取組を通じて、生産性の向上、また販路開拓に関する支援など、いわゆる稼ぐ力の強化、これを通じて継続的な支援を行っていくというところでございます。

また、直接的な賃上げにつながるわけではないんですけども、若年者の可処分所得を増やす、また、企業にとっては人材の確保・定着につなげるための住宅手当の上乗せ補助ということも取り組んでいるところでございます。今年度からはさらにその要件を拡充しまして、非常に多くの方に申請をいただいているところというところでございます。

今後も、実質賃金も今上昇しておりますし、賃上げの機運というのはしばらく続くところかと思いますが、やはり繰り返しになりますけれども、企業自身が自ら原資を確保するということがない限りは、賃上げが継続することは難しいというふうに考えておりますので、引き続き企業の成長につながる支援を我々としてはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員**（森田たき子）　その稼ぐ力、そこまで行かない、なかなか手が届かない、そういう事業者さんを今応援してほしいと。そして、そういう企業さんが本当に今の神戸の経済をこれまでずっと支えてきたんだと思います。

この補正では、厳しい経営環境にある農畜産・水産業者への支援、これも述べられていますけれども、これも全く足りていないと思います。こうべ再生リン、これは来年の作付用だというふうにもお聞きしておりますけれども、支援対象の農家さんは60軒程度なんですよね、結局。本当に実態に見合う支援だとは思いません。

今回の補正、認めることはできません。重点支援地方交付金の範囲内だけではなくて、決算の黒字の15億円、また財政調整基金などをしっかり使って予算を増額をして、今本当に困っている、こういった事業者さんに直接支援をいただくことを求めておきたいと思います。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

○**副委員長**（三木しんじろう）　すみません、ちょっと僕のほうからお聞きしたいと思います。

現行のこうべおうえんに関しては、上限500万、金利1.85％で、信用保証料の２分の１が市が負担ということで、今回の場合は、中小規模の事業者を対象にして、上限500万、これは一緒で、金利も1.85と変わらずですね。

ただ、保証料の２分の１から全額保証という、拡充という意味で評価はしているんですけれども、ちょっとお伺いしたいのは、事業者によって保証料というのは違うと思いますけれども、例えば500万円を借り入れた場合、今回この保証料の全額というのは幾らぐらいになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○**民部経済観光局副局長**　おっしゃるとおり、事業者によって様々かと思うんですけども、大体の試算ですと、10万円程度になろうかというふうに考えております。

○**副委員長**（三木しんじろう）　今回のこの議案では7,800万ということで、780件対象にされているということなんですけれども、重要なのは、単に利用者の保証料の負担が軽減されることだけではなく、保証料を全額補助することによって、事業者の資金繰りとか、事業者の継続にどの程度つながっていくかということも重要だというふうに思います。

当然、500万円借り入れたら、金利も含めて返済はしていかなくてはならないと思うんですけれども、今回の拡充によってどれだけの融資利用に例えばつながっていくのかとか、資金繰りとか事業継続に効果があったかというのを検証していくべきだと思うんですけれども、この辺りどういうふうにお考えでしょうか。

○**民部経済観光局副局長**　先ほどの答弁でも少し申し上げましたけども、特に中東情勢に関しましては、県・市で協調で実施しています経営円滑化貸付という非常に有利な融資制度がございまして、これが既に相当の方に借りていただいているという状況になっております。

こちらは中小企業全てが対象になっているということで、今回我々が特に小規模事業者のみに限定して対応させていただいたというところでございますけども、一定程度は先ほど申し上げた経営円滑化貸付で大分カバーされているところもあろうかと思いますが、さらに今現在は中東情勢がよりちょっと混迷化してきているということと、あと、為替の動向であったりとか、今後さらに物価高が進むということが予想される中で、特に小規模事業者だけにターゲットを絞って融資制度を新たに創設させていただきたいという内容になってございます。

実際に780件も届かない可能性があるのではないかというふうに思っておりますけども、最大限これを御利用いただいて、事業者の事業継続につなげていければというふうに考えておりますので、引き続き積極的なＰＲもさせていただきたいと思っております。

以上です。

○**副委員長**（三木しんじろう）　ありがとうございます。やはり借入れの保証料が重要なのか、それとも金利が重要なのか、それとも上限額が重要なのかというところ、いろんな考えが事業者の方もあると思うんですけれども、今、物価も上昇しているというような状況で、局の中でも議論があったと思うんですよね。これ保証料を下げたほうがいいのか、例えば金利を負担してあげたほうがいいのかという、様々な議論があったとは思うんですけれども、今回、保証料を補助するというように結論に至った何か経緯――もし金利の話が出たんだったら、金利の話も聞かせていただきたいですし、今後どういうふうにいろんなメニューを考えて支援していただくのかということに関してもつながっていくと思いますので、何か御意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

○**民部経済観光局副局長**　先ほど金利のお話がございました。現在、もう間もなく日銀のほうでもさらなる金利の引上げというのが予想されているところでございますし、今現在見ましても、市中金利も短期プライムレート、長期プライムレートそれぞれ上昇傾向にあるというのは間違いない事実かと思ってございます。

一方で、今回、補正に上げさせていただいております制度融資というものにつきましてなんですが、これは県と市で制度設計を行っておりまして、この金利につきましては、一般的な市中の金融機関が独自に融資しておりますいわゆるプロパー融資と比較しましても、事業者負担を軽減するために、もともと低利で運用されているといった内容が特徴になっております。また、市中金利よりも金利の改定の頻度が少ないということも１つ特徴かというふうに思ってございます。

実際、この制度融資につきましては、運営主体は、先ほど申し上げましたとおり、県と市で協

調して行っているんですけども、実際の実務としましては、金融機関から貸出しを行うということはプロパー融資と変わらないというところが実際でございます。

そこで、仮に制度融資の金利だけを引き下げるといったことを進めようとした場合に、実際の金融機関が独自で貸し出すプロパー融資の利率との乖離が大きくなってしまうということになりますと、金融機関側にとってのメリットが非常に少なくなってしまうということで、結果的にこの制度利用、せっかく設けても利用が伸びないのではないかといったこともあることから、今回この利率については触っていないというところでございます。

また、金利をどういう設定をするかという調整を行うには、実際、金融機関との協議というものが一定必要でございまして、そのためには若干期間がかかるということもありまして、緊急対策としては少し機動性を欠くのかなというふうに認識してございます。

こうした状況を踏まえまして、今回、信用保証料の補助を拡充するという方針を取らさせていただいたということになっておりますが、実際、この信用保証料を下げるということで、融資を受けようかどうしようかというふうに悩んでおられる方にとっては、第一歩のハードルは大分下がることになりますし、これは初年度、特に事業者の方が融資を受けられるに際しては、政令市比較してもかなり有利な制度となっているのが実際でございます。

引き続き、御指摘もありましたとおり、県や、また信用保証協会、金融機関とも協議しながら、事業者にとってどういった方法がうまく効果的なのかということについては模索させていただきたいと考えております。

以上です。

○**副委員長**（三木しんじろう）　おっしゃるとおり、様々なメニューが――やっぱり県も原油高騰の中小企業の資金繰りの支援も拡大しております。これはまた金額とか、限度額が１億円であったり、期間が10年、金利が1.45％とか、こうべ躍進についても500万円で信用保証料が４分の３で1.75という金利で、様々なメニューがあって、事業者の方が選んでいただければいいと思いますけれども、ただ、780件というのだけを要は目標にしなくて、やはり最終的にはどのようにこの融資が資金繰りや事業継続につながったかということもしっかりと検証していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、第62号議案中央卸売市場本場土物センター・大規模加工場棟新築工事請負契約締結の件について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、経済観光局の関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、経済観光局関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、経済観光局の関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の取り組み状況について、御質疑はございませんか。

○**副委員長**（三木しんじろう）　すみません、度々。ちょっとこの件については、僕は本会議で過去にも御質問をさせていただいたことがあるんですけれども、今、局長からの御説明で――最初の――いろんなイベントとか開催とか、来場者数とか御報告があったと思います。

こういう取組というのも当然必要やと思うんですけれども、この条例の７条の２項には、事業者がイノベーションを起こし、海外を含む新たな市場の開拓に取り組むことということが上げられていると思います。

そこでお伺いしたいんですけども、この条例に基づいて何を――イベントとか、例えば来場者数がどうこうということを、そういうことではなくて、その結果、売上げとか受注とか新規の取引、新商品とか販路開拓とか海外の展開とか、神戸のファッション産業がどのように成長したのか、そういう検証も――先ほども検証の話しましたけど、これも必要だと思うんですけれども、このことに関して当局のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**民部経済観光局副局長**　この条例に基づいた取組についてということで少し御紹介させていただきますと、御案内のとおり、本市につきましては、ファッション都市宣言を行って以来、条例にありますとおり、真珠、ケミカルシューズ等々のファッション産業と位置づけまして、こうした産業が長きにわたって市民の雇用であるとか、市外からの外貨獲得、またサプライチェーンの構築、そして地域に根差した経済活動など、神戸を長きにわたって下支えしてきていただいた実績、さらに、神戸の都市ブランドを支える重要な産業として今まで支援を行ってきたところでございます。

こうした取組につきまして、実際少しだけ御紹介させていただきますと、例えば清酒につきましては、資料にもございましたけども、阪神電鉄、酒造組合、また西宮市との連携によりまして、大阪・関西万博のフィールドパビリオンに出展いたしまして、こちらは国内外の方のＰＲにも努めさせていただきました。一方で、横浜で開かれたＴＩＣＡＤですね、アフリカ開発会議にも日本酒のブースを設けまして、こちらにつきましても海外への広い販促を行ったところでございます。目下、日本酒につきましては非常に海外でもブームでございまして、そういう意味では、神戸市内の酒蔵からもかなりの量が実際、海外に展開されているところでございます。

また、アパレルにつきましても、資料にございましたけども、Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｍｅｅｔｓ　ＫＯＢＥという新たなプロジェクトを行いまして、こちらはジーライオンアリーナでキックオフのイベントを行いまして、既に5,000人の方に見ていただいたといった実績もございます。

また、真珠につきましても、一旦取り壊しました真珠会館を復興させて、パールミュージアムというものが来年４月に完成する予定でございます。真珠は、御案内のとおり、取引のほぼ――全量と言いませんが、７割近くが海外へ実際輸出されているといったところもございますので、これら海外展開につきましても引き続き支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、ケミカルシューズにつきましても、昨年度以降、シンガポールなり台湾なりと非常に海外展開で、実際の販売会・商談会を実施されております。こういったところにつきましても、側面で支援させていただいたところでございます。

具体的にこれらの取組によって売上げがどこまで増えたかといった定量的な評価というのは非常に難しくて、なかなか数字的には出しにくいところでありますけども、こういったチャレンジ

といいますか、取組につきましては、積極的に我々としても支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**副委員長**（三木しんじろう）　ちょっと僕の質問が悪かったのか、今御説明いただいた内容はよく分かってるんですよ。その結果としてどうなったかということだったんですけども、それはよく分からないということでよろしいですかね、そしたら。

○**大畑経済観光局長**　御答弁申し上げます。

今、副局長のほうからお答えいたしました取組は、先ほど先生も御理解いただいているというところなんです。確かにこの条例に書かれてますように、新たに地場産業がどう成長していくのかということを後押しするのがこの条例の趣旨だというふうに思っています。もちろん伝統的な産業ですから、いろんな雇用であったり、いろんな技術であったり、守るべきものというのもたくさんあるわけですけれども、単に守るということだけではなくて、発展・成長させる産業にどうつなげていくかということだと思っています。

そして、我々も、一部になりますけれども、毎月、酒造組合の出庫の量の変遷、あるいは真珠の輸出の動向、それからケミカルシューズの出荷動向、これは、神戸市のホームページの神戸経済の状況というところがあるわけですけれども、そこでこの地場産業の推移というのを――売上げという部分になりますと、なかなか各個社の売上げになりますけれども、こういった全体の出荷、これが取引の拡大につながっているかどうかというのを、１つを見る指標になろうかなというふうに思ってございます。

いずれにいたしましても、こういった指標も我々も見ながら、このブランド補助金、あるいはいろんな取組といったものがファッション産業の成長につながるように力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○**副委員長**（三木しんじろう）　この条例というのは、令和３年６月ですかね――から施行されており、５年ぐらい経過しているわけなんですけれども、５年前と比べて、例えばＳＮＳとかＥＣとか、いろんなこと、人口減少も含めてですけれども、海外への販路ということも、時代がどんどんと変わっていっていると思うんですね。

ただ、僕、過去のやつも見せていただきましたけれども、団体に対しての補助金というのも入ってて、展示会とかいろんなこともされている中、やはりこの団体同士も競争していく――ここの団体はこういうことをしてるから、自分たちも参考にしようとか、新たにこういうことを取り組んでいこうとか、ネットやＳＮＳも含めてどんどんとやっていこうというところも必要だと思うんです。発表の場として。ですので、やはり新たな市場の開拓とかイノベーションというのも、ぜひとも局としても後押ししていただいて、ここは検証も含め、調査をしていただきたいというふうに思っております。

それと、今回、先ほど言いました補助金に対してなんですけれども、主に団体さんに補助金というのが出されていると思うんですけれども、団体に所属せずに、同じ業種でも自らやっておられる事業者さんとか、チャレンジしておられる方、また新規でやられておられる方がいらっしゃると思うんですけれども、当然、地場産業全体の競争力を上げるには、こういう方々の力も必要だと思うんですけれども、今までの団体だけじゃなくて、新たに事業を立ち上げるとか、独立していく方のために、何か支援の輪というか、機会を広げていく必要もあるんですけれども、この観点から見て当局はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○**民部経済観光局副局長**　今御指摘ありましたブランド魅力向上補助金につきましては、神戸のブランドを発展・拡充させていきたいという思いで、条例の具体化として取り組んでいる内容でございますけども、これにつきましては、やはりブランドというのはなかなか単独の企業の取組だけでは根づくことは難しいという観点から、５社以上の企業の集まりであれば、要するに組合等、いわゆる法的な法人格がなくても対応はさせていただくというような運用になってございます。

ただ、今御指摘がありましたとおり、この補助の在り方については、我々としても不断に見直しが必要であるという認識は持ってございますので、これにつきましては、いろいろ事業者等の御意見も聞きながら、さらに神戸のブランドを発展させていくために何が必要かということは考えていきたいと思っております。

以上です。

○**副委員長**（三木しんじろう）　ぜひお願いします。ずっと同じ資料を見させていただきまして、令和４年からずっと、この令和７年に関して、同じような団体が同じようなことを毎年していると。やはりこれは、効果がどれだけ見られるかというのはやっぱり検証はしないと駄目ですし、同じことを続けて、例えば効果がないんだったら、そのやり方も変えていく必要がありますし、新しい力とか御意見というのもお聞きすることというのは大変大事だと思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

○**委員**（岩谷しげなり）　今のとちょっと関連してお聞きしたいんですけれども、このファッション条例ですね、いろいろ先ほど御説明いただいたみたいに、真珠であったりとか、あとケミカルシューズとか、いろいろそういうものが含まれているという理解なんですけど、これっていうのは、これらの伝統的な――神戸を代表するようなというふうに御説明されてるんですけど、例えば産業連関分析であったりとか、あと雇用とか――事前に私、通告してないので、今、手元にデータないとは思うんですけれども、ざっくりとでもいいんですけど、結構神戸市内のそういう産業構造の中でインパクトは大きいんですかね。その点についてお聞きします。

○**大畑経済観光局長**　ちょっと今、精緻な資料ちょっと手元ありませんけれども、この地場産業というのは、やはり地域での雇用を生み出すであったり、あるいは、その産業がサプライチェーンによって、特に長田なんかはよく分かりやすいんですけれども、例えば靴の様々な部品を造る企業がそこに集積をし、そのエリアとして、産業として成り立っている状況であったりとか、あるいは、先ほどもありましたけれども、外貨を稼ぐ――輸出、海外展開をして外貨を稼ぐ、そういった強みがあるといったものがこの地場産業の魅力だというふうに思ってございます。

実際に我々も特化係数という形で、他の自治体の中の産業の中でどのような――雇用の占める割合であったりとか、あるいはそういった市場規模の割合であったりというのを一応出していまして、そういった中でも、この地場産業の部分は、やはり雇用の面でも特化係数はほかの自治体に比べても高い分野でございますので、我々としては、これは神戸の産業を支える１つの柱であるというふうに考えてございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　また精緻な数値は後日いろいろ出していただいて、また議論したいなと思うんですけど、神戸ブランド向上というところを目的にしていて、この条例自体、私が当選前に可決されたものと理解してるんですけど、私は今30代であって、例えば両親とかね、私の両親であったり、それより上の世代の人たちとか、神戸ブランドっていったら、いろいろイメージす

るとは思うんですよ。ファッション――日本を代表するファッション都市であるとか、いろいろ。ただ、我々世代であったりとか、私より下の世代が、今おっしゃったような地場産業っていうのがすぐにこの神戸のブランドと結びつくかっていったら、必ずしも――私はいろんな人のお話聞く限り、そうではないと思うんですよね。

そういう観点から言えば、今いろいろ地場産業についてお話しいただいたんですけれども、若い人たちのこういうもの、地場産業に対しての認知度であったりとか、雇用の面でも、新たに入ってきているとか、そういう現状みたいなのというのは、もしお分かりであれば教えていただきたいなと思うんです。

○**民部経済観光局副局長**　確かに御指摘のとおり、こういった長くから続く地場産業につきましては、まだまだ若年層への認識というのは十分ではないところがあるかというふうに思ってございます。

一方で、例えば真珠の産業の取組であれば、真珠のＰＲを目的に、小学生向けにクリアファイルの配布であるとか、あと、酒造につきましても、いろんな学校で社会科見学に行っていただいたりとかいうこともございますし、何がしかアプローチはされておるんですけども、やはり御指摘のとおり、神戸で生まれ育った方々ができるだけこういった産業に愛着を持っていただいて、そして将来大きくなった際には利用いただいて、さらなる産業の成長につながるような仕掛けというのは我々としても検討していく必要があると考えております。

以上です。

○**委員**（岩谷しげなり）　以前、予算議会のほうで、私も本会議で――代表質疑でしたかね、それで質問させていただいたんですけれども、やっぱり神戸ブランドというのは非常に重要で、磨いていかないといけないというところもそうなんですけど、ただ、あまりそれに凝り固まってしまうがゆえに、新しいものが生まれないってなってしまったら、それはそれで、やっぱり今、神戸も人口流出しているし、何とか若者に神戸来てほしいっていう思いがあって、やっぱり、蓋をしているとまでは言わないですけれどもね、やっぱり新しいものを何か生めるような環境とか、イノベーション神戸とかいろいろされてるとは思うんですけれども、やっぱり新たなブランド確立という観点も今後極めて重要になるのではないかなと思うんですけど、何かその観点で経済観光局として考えていらっしゃることがあれば、今後の展望とかですね、教えていただきたいと思います。

○**大畑経済観光局長**　ありがとうございます。おっしゃるとおり、これが何か新しいものを生み出すことを阻害しているというようなことになってはいけないと当然思ってございます。

ただ、この新しいファッション産業というのも、これも神戸の産業の歴史からすれば、重厚長大の産業から、1970年代にオイルショックで陰りが見えたときに、新しい産業としてこのファッション――生活文化産業ですね、裾野が広いこの生活文化産業を神戸の産業の１つの柱にしていこうということでどんどん生まれてきているところもございます。

そういった意味で、もちろん歴史はあるんですけれども、新しいものを拒むものではないというふうに考えてございます。例えば今、オープンイノベーションということで、いろんな企業と、それから新しいスタートアップのアイデアを結びつけるというような、そういうオープンイノベーション事業なんかも我々力を入れてやってございますので、そこにこの地場産業も、新しい商品、新しいサービス、新しい価値を、そういった生み出すような、そういうオープンイノベーション事業なんかにも我々としてもさらに力を入れて、新たな価値創造に取り組んでいきたいとい

うふうに思ってございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　ファッションの観点で言えば、私も身内から聞く話で、昔、例えば元町でも三宮でも買物する際に、帽子だったらここことか、靴だったらここことか、革製品だったらここことか、そういうお話を私も祖母とかからずっと聞いてたんですけど、ただ、今、前も東京から、私、友人がこの夏に神戸に観光にやってきたということで、一緒にセンター街であったりとか、三宮周辺ですね、散策して歩いたら、大手グローバル企業といいますか、ファッション関係でも、商業ビルに入っているブランドとかも、大体はどこにでもあるような、大阪でも東京でもあるようなものばっかりで、やっぱり外から来た人が神戸へ来たときに、神戸ってファッション都市だなっていうところがそもそも感じれない環境にあるんじゃないかなっていうのが、私は今ずっと考えてるところでありまして、ぜひとも――今後、三宮再整備になっていくと、どんどん神戸の玄関口が変わっていくという過渡期において、神戸は本当にファッションというものを、地場産業であって、これは大切にしてるんだよと、神戸から新しいものを発信していってるんだよというのが分かるようなものを、また全市的に検討させていただきたいと思いますし、その観点からまた私もいろいろ議会で議論したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について、御質疑はございませんか。

○**委員**（松本しゅうじ）　簡単な質問だけです。前回も生産拡大に関する取組で、稚魚の放流とか、いろんなところでお聞かせをいただいて、その効果は漁獲に影響するものですから、改めてお聞きをしたわけですが、今回これ見てて、実は今までイベントに対する助成も、支援をいろいろとしていただきまして、非常に活性化されて、須磨海岸西に対する、リゾート含めて、非常に力を入れていただいておりますことに感謝申し上げたいと思いますが、今改めてちょっとお聞かせいただきたいのは、最後に漁船の保険というところがあるんだね。これ323隻、共済は共済であるんですが、これの全体としての支援額をお聞きしたらいいのか、この各漁船の数に対するそれぞれの支援額があるのか、組合を通して一括でされてるのかというようなところがちょっと分かりにくいんで、できれば、それと加えて、実務としては操業中の漁船の数ということになってるとは思うんですが、その辺りもちょっと確認をしておきたいと思います。もう１つは、各漁協組合別であるとは思うんですが、それもお聞かせいただいたら。今、突然の質問なので、後ほどということであれば、それはそれで結構かと思いますが、大まかなところであれば、ひとつ御質問しておきたいなと思いますが、以上です。

○**椿野経済観光局局長**　今御質問ありました漁船保険に対します補助の件でございます。個人負担の掛金の50％を支援するというような事業でやってございます。７年度で、おおむねの額でございますが、個人負担額が5,400万ほどございましたので、その半額、2,700万程度を支援しているといったものでございます。

支給につきましては、組合、神戸市漁協、兵庫漁協をまとめていただいて、申請していただいているような状況で、それを通じて交付してございます。船の数としては、昨年度で約323件に対する補助というような形で実施してございます。詳細、内訳等についてはまた後日御報告させていただきます。

○**委員**（松本しゅうじ）　ありがとうございます。それはもちろん操業中の漁船ですよね。

○**椿野経済観光局局長**　操業している分に限ってございます。

○**委員**（松本しゅうじ）　こういうのをなぜ質問するかというと、操業していない――非常に港湾、漁港がだんだん狭くなっているところもあったりしまして、その分、操業の出入りを含めて、それから、これは県とも一緒にやってますが、川の砂ですね、ああいうものが――最近は少なくなりましたけれども、数年に１回ぐらいはしゅんせつするんですが、そのときにやはりそういったところで出入りがしにくいところもあったりというような話も聞いておりますので、単なる漁具の――倉庫的な使い方と言うて、語弊があるのかどうか――できるだけそういうような整理をきちっとしていただいて、やはり漁港の安全であったり、効率化をしっかりしていただきたいというところから、そういう保険での支援もしている中で、そういうことがないようにしていただくということも大変大事かなと。

いろんな意味で一生懸命に水産に対しますことをやっていただいてますし、須磨ノリはじめ、いろんなことも、今は真珠も支援いただいておりますので、マイナスのところはあんまり言いたくはないんですが、さらに、やはり子供たちがあの辺りにおきましても、いわゆるいろんな漁業体験以外にも、水上スポーツを含めて体験をされておられるような場所もありますので、そういうようなところがスムーズに、お互い協調してできるようにというような思いがありますので、今後またそういうような指導というんでしょうか、そういうようなところがあれば、また御配慮いただくなり、改めて指導するなりというようなことで、スムーズな、いい須磨海岸――須磨だけじゃありません。駒ヶ林から垂水まで、舞子までいろいろありますので、全体を含めて、そういったことが神戸の水産業として、漁協組合の活動として非常にできやすいように、また御協力のほど賜りたいなと、さように思いますので、以上、私のほうからこれらは要望として終えたいと思います。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

○**副委員長**（三木しんじろう）　神戸はやっぱり、北区とか西区も含めたり、野菜とか、漁業もそうです。お魚もそうですけれども、恵まれてる都市だというふうに思います。僕はそのことも市民の方に知っていただきたいですし、市民の方にも食べていただきたいという思いがあるんですけれども、今回は事前にもちょっといろいろ御説明いただいたお米について、神戸米についてお聞きしたいと思います。

この23ページにも書かれております神戸産米というのは、小学校と中学校の給食に使っていただいてると。中学校給食は全員喫食にしていただいたので、中学校の生徒皆さん食べていただいて、小学校ももちろんです。食べていただいてると。

令和７年度の給食のお米の使用実績についてお聞きしたところ、ここにも書かれております。修正も局長のほうからしていただきましたけれども、小学校給食ではお米、必要な量が643.5トンに対して、市内産の確保は479.8トンで、74.6％しかできなかったと。中学校給食で必要なお米の量というのは451.8トン、これに対して神戸市産米は377.4トン、確保率は83.5％ということになっております。不足した分に関しては兵庫県産米で補填したというふうにはお聞きしております。

令和７年度で言えば、神戸市内の年間のお米の必要な量というのも当然分かっていると思いますけれども、全体の生産量というのは約8,649トンというふうにお聞きしてます。神戸産米です

ね。小・中学校で必要とされる量というのは、小・中学校合わせても1,095トンということで、神戸市産米の全体から見ても12.7％ぐらいのものだというふうに思います。

十分僕は供給可能というふうにも思っておりますし、令和７年度というのは100％確保はできなかった。これ、皆さんも御記憶にありますように、いろんな問題がありました。昨年は調達ルートの課題とか、全国的な品薄、市場の混乱もありまして、いわゆる米問題があったというふうにお聞きしてますけれども、今回、令和７年度に関しては、神戸市産のお米がなぜ調達できなかったのか、まずその原因からお聞きしたいと思います。

○**野田経済観光局副局長**　学校給食のお米についてでございます。

まず、学校給食につきましては、教育委員会のほうがまず１つ所管しているというところでございまして、その原因等につきまして確認のほうさせていただきました。学校給食用のお米につきましては、安定的・優先的に調達する必要があるということから、神戸市学校給食会が兵庫県スポーツ協会より調達のほうしてございます。兵庫県スポーツ協会は、県内各市町からの12月から翌年11月の新米使用予定数量と希望産地・銘柄の申請に基づきまして、ＪＡ全農兵庫を通じまして確保・調達を行ってございます。

令和６年の市内産米の収穫量につきましては例年並みでございましたものの、令和６年の夏以降、国内の米が品薄であったり、価格高騰になった影響で、流通過程において一定量が流通せず、品薄の状態になりました。そのため、令和６年12月から７年11月分の調達分の調整を行うタイミングでは、市内産分の不足が見込まれることになりましたため、一部兵庫県産米の調達をすることとしました。それにより、令和７年度実績としましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、市内産米で74.6％――小学校ですね。中学校では神戸市産米が83.5％となってございます。

なお、令和８年度につきましては、小学校、中学校ともに神戸市産米を100％で提供できる見通しになっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　今御説明ありましたように、給食のお米に関しては、神戸市の学校給食会から兵庫県スポーツ協会に発注して、兵庫県スポーツ協会がＪＡ全農兵庫を通じて調達していると。これ単一の仕組みとなっていると思います。

令和８年は調達は100％できるというふうにお伺いは、今御説明もありましたけれども、やっぱり教育委員会にも僕、確認をしたんですね。メールでいただいたんですけれども、今言われたように、大都市でありながら農業地帯を有する恵まれた条件を生かし、学校給食のお米は全量市内産米を使用している。安定的・優先的に調達するため、同協会より調達しているというような流れでこの仕組みができていると思うんですけれども、今回みたいに何かあったら調達できないということになれば、何でこういう単一の仕組みを入れているのか、僕はよく分からないんですよ。

要は、調達するためにこのシステムを入れているわけなんですけれども、なぜ今回こういう不測の事態というのができたのか、よく分からないんです。この辺りどういう説明になっているか、お聞きしたいと思います。

○**野田経済観光局副局長**　先ほどちょっと繰り返しになって恐縮なんですけれども、国内の米の品薄であったりとか、価格高騰になった影響で、ちょっと流通過程において一定量流通しなかったということで、神戸市産米について品薄になったというふうに聞いておりまして、その結果とし

まして県内産のお米で調達をするということになったというふうに聞いております。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　いや、その当時はそうだったけれども、結局は今、お米が余っているわけですよね。だから、ある意味、お米はあったけれども流通しなかったという問題があったと思うんですよ。

やはりこのスポーツ協会とＪＡとの関わりというのは、もう長年にわたって関わってきていると思うんですけれども、いわゆる売りしぶりをしていたのか、在庫を出さなかったのか、あったのに出さなかったのかという問題もあると思うんですけども、その辺りどうなんですか。

○**野田経済観光局副局長**　特にそこの辺りの詳しい情報については聞いておりません。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　いや、在庫はあったと思いますよ。けれども、手に入らなかったと思います。

もう１個、分からないということでしたけれども、やはりこの仕組みですよね。というのが、いいのか悪いかというのはちょっと置いておいて、やはり経済観光局の農政とか、学校給食の関係機関とか、ＪＡとか、生産者とか、卸売業とか、一体となって、不測の事態でも神戸米を確保できる、安定的に確保できるというような調達システムというのも構築すべきだというふうに考えますけれども、その辺りいかがでしょうか。

○**野田経済観光局副局長**　おっしゃるように、できるだけ我々としましては神戸市産米を100％使っていただきたいという思いはございますので、そのような考えの下、教育委員会であったりとか学校給食会のほうと協議のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　今の御答弁では、新しいルートも検討していくということですか。

○**野田経済観光局副局長**　学校給食のお米の経路というか、契約等につきましては、教育委員会のほうの所管になっておりますので、そちらのほうで考えていただくという形にはなろうかと思います。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　教育委員会はよく分かっています。けれども、僕が言ったのは、経済観光局の農政も一応話に入って、こういう調整というのはルートがあるわけですから、するべきじゃないかというふうに言ってるわけですので、またこれも要望というか、一応言っておきますので、お願いいたします。

この条例も制定されてから約７年というような時間が経過しております。この条例の評価に関してなんですけれども、神戸の農水産物、市内流通に関してとか消費に関して、先ほどもファッション条例のところでお聞きしましたけれども、この消費に関して、市内の消費、これは具体的にどの程度拡大したと評価されているのか、お聞きしたいと思います。

○**椿野経済観光局局長**　今、副委員長が御指摘いただきましたように、この条例に基づきまして神戸市産の農水産物の活用を推進しているというところでございます。報告させていただきましたような様々な取組をしているわけですが、具体な数字で、消費の拡大になったというような数字は今、統計的には取っていないというような現状でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　分かりました。やはり地産地消ということで、市民の方々にも、こういう季節にこういうものが食べれるんだよとか、食育の関係でも、子供たちにもいろんな―

―やっていただいていると思うんですけれども、様々な案内もしていただきたいと。家に帰っても、こういうものを食べたということを御家庭でも話していただくということも必要だと思います。

やはり、もちろん啓発というのも必要なんですけれども、やはり市内農業者の方々が持続可能で、販路も確保して、そして輸送コストも削減できるというような、地域内の経済循環というのもやっぱり大切だと思いますので、そちらのほうも改めていろんな方々と話して連携していただいて、進めていただきたいことを要望して終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、この際、経済観光局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員**（森田たき子）　私のほうから、今、お米の問題言われておりましたけども、米農家に対する支援についてお伺いしたいと思います。

今、農家さんは稲刈りの作業の真っ最中にあるんですけれども、ＪＡ――農協が農家に前払いをする26年産米の概算金、これが今、全国各地で示されておりますけれども、昨年から見ればかなり下がってきているというふうな状況にあります。そんな中で、市内の米農家さんの実態、局はどのように今把握をされているのか、お伺いしたいと思います。

○**上田経済観光局副局長**　御指摘のとおり、米の概算金、今続々と全国で示されておるところですけれども、昨年に比べますと、多くの産地で概算金がこの水準を下回っている状況ということについては我々としても注視をしているところでございます。

本市におけるそういった状況、米農家さんの声とかにつきましては、様々な手段・機会を通じまして農家の方からお聞きをしているところでございます。例えば毎月、北区・西区で農会長会ということで、米に関する情報、意見交換等も行ってございますし、日々農業振興センターのほうでいろいろと補助事業等について相談にも来られますので、そういった機会を通じまして農家の皆さんのお声についてはお聞きしているところでございます。

以上です。

○**委員**（森田たき子）　実態をどのように捉えられているのかお伺いします。

○**上田経済観光局副局長**　先ほど申し上げましたように、概算金が昨年に比べて下がってきているということについては、繰り返しになりますけれども、我々としても注視をしております。

ただ、米の価格については、全国的な需給ですとか、民間の在庫とか、そういったもので、様々な要因によりまして形成をされるところでございまして、一義的にはそういった価格形成については国の施策として対応すべきものであるというふうに考えてございます。

以上です。

○**委員**（森田たき子）　本当にちゃんと農家さんの声を聞いていただきたいんですけれども、概算金が下がって、生産農家さんの皆さんから本当に不安の声が今たくさん届いてきてます。西区で兼業農家をされてる方が、退職をするから収入が減ってしまうということで、頑張って米これまで作ってきたけども、もう無理だと。だから、農業はもう諦めたというふうなことを言われてました。

あらゆる生産資材が今高騰している中で、国の生産調整の失敗というのが、この農家の皆さんを本当に今苦しめています。このままではさらに西区でも離農をする農家さん、増えてきている

と思います。

政府は昨年放出をした政府の備蓄米59万トンのうちの21万トン――これ25年産米なんですけれども、これを買い戻すというふうに発表しましたが、関係者の皆さんからは、これはもう少な過ぎるというふうな声も上がっています。備蓄米は不作、また災害時に備えて常時100万トン、これを確保することが適正だというふうなことを言われています。これは御存じのとおりです。

神戸市は国に対して、こうした中で、26年産米の政府備蓄米の買上げに加えて、昨年放出した分の備蓄米買戻しを早急に行うように要望すべきだと今思いますが、いかがでしょうか、

○**上田経済観光局副局長**　備蓄米についてでございます。

御案内のとおり、先般、備蓄量が適正水準100万トンを大きく下回っているということから、９月１日に2025年産を対象に備蓄米21万トンを買い戻すということが表明されたところでございます。具体的には、原則５年以内に買い戻す条件をつけた一般競争入札で放出された米を対象に買い戻すというふうに発表されているところでございます。

先般、農林水産大臣の会見におきましても、今後の追加の買戻しにつきましては、適正水準100万トンの程度に向けて、急激な需給変動を避ける観点も踏まえつつ、需給状況などを見定めて、着実な回復の計画を進めていくというように大臣のほうがコメントをされておりますところでございます。

備蓄前につきましては、全国的な需給調整や備蓄米の運用、これは国が責任を持って、繰り返しになりますが、対応すべき課題というふうに考えていますので、まずは本市としましては、こういった国の状況について注視をしてまいりたいというふうに思ってございます。

○**委員**（森田たき子）　国の状況待ち、いつもですけれども、そうではなくて、やっぱり今、これからどんどん神戸市内の農家さん、離農する危険性、本当に目の前まで来ているという状況ですから、米農家の経営と暮らしを守って、今後も生産が続けられるように、神戸市としても全力で取り組んでいく、その姿勢をぜひぜひ要望を国に上げるというところで示していただきたいと思いますが、局長、お願いいたします。

○**大畑経済観光局長**　今お話ございました米農家の皆さんの今の経営に抱える課題、米農家の方に限らず、様々な御商売をされている方については、いろんな資材であったり、エネルギーであったり、人件費であったり、そういったものが経営環境に影響しているということだと思ってございますので、私どもとしましても、こういった物価高騰であったり、そういったことが市内の中小事業者の皆さんの経営に与える影響ということをしっかり国のほうにも――これまでも国家予算要望なんかでもそういった物価高騰に対する支援といったことを要望させていただいておりますけれども、引き続きそういったことについても国に対して要望しながら、また、我々は一番やっぱり現場に近いところにおりますので、現場の声をしっかりお聞かせいただいて、我々基礎自治体としてできることについては、それは日々――また今回も補正予算を上げてございますけれども、様々な支援策といったことも着実に実施をして、その効果といったものを出してまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（森田たき子）　ぜひ要望を上げていただけるように要望して終わりたいと思います。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　他に御質疑がなければ、経済観光局関係の審査はこの程度にとどめたいと

存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

次の港湾局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしますので、御了承願います。

（午前11時13分休憩）

（午前11時18分再開）

（港湾局）

○**委員長**（髙瀬勝也）　ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより港湾局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第229号、第232号及び第233号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第229号は、神戸空港の特定利用空港の指定について市民への説明時期を明示することを求める趣旨であります。

陳情第232号は、神戸空港の特定利用空港の指定を受けないこと及び市民に広く知らせ、市民の意見を聞く場をつくるよう国に要請することを求める趣旨であります。

陳情第233号は、神戸空港の特定利用空港の指定について同意しないこと及び市民の疑問に答え、情報開示、説明等をきちんと行うことを求める趣旨であります。

各陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表を御参照願います。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

本日は口頭陳述が11件予定されています。陳述の際は、最初にお住まいの区と氏名をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、陳情人皆さんの陳述時間が公平となるよう、必ず５分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

なお、発言席にタイマーを設置しております。５分経過しましたらアラームが鳴りますので、アラームが鳴りましたら、発言の途中でも直ちに発言を終了するよう願います。

それでは、陳情第218号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の梶原さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　こんにちは。私は神戸市東灘区在住の梶原と申します。狙いは、民間空港、神戸空港を軍事利用しないでくださいということです。

自衛隊基地は各地にあります。民間空港まで軍事利用する必要は全くありません。民間空港まで軍事利用することは、軍事演習を住民、市民の中で行うということになります。

この11日に市長宛てに神戸港湾・空港を軍事利用しないでという署名を空港調整の局に提出いたしました。短期間に850筆、すごいことです。短期間に850筆集まりました。これを市長宛てに提出いたしました。

日本は戦争をしない国として戦後出発しています。そのことから戦争の準備もしないことです。民間空港で軍事演習をすると、そこまでやるかと、他の国から日本は軍事的に脅威となります。日本は戦後、戦争をしない国として内外から信頼を得ています。それを真っ向から破ることになります。

核兵器でも軍事力でも戦争を止めることができません。抑止力は働きません。そもそも軍事演習や戦争の準備をするようになってきているのは、高市首相が中国を敵視して存立危機事態発言をしたことから始まっています。日本と中国は日中平和友好条約を結んでいます。お互いが平和のうちに発展していくということを約束しております。ところが、中国を敵視して、中国と戦争をするかのようなことを言ってしまった。これは高市首相の舌禍事件です。これは撤回しなければなりません。

何度も言いますが、民間空港を軍事利用するメリットは全くありません。住民の危機・危険をもたらすだけです。このことから、民間空港を軍事使用するのはやめてください。

私たちは戦後、平和のうちに暮らす権利を保障されています。戦争をしないと決めている国に攻めてくる国はありません。戦争をしないと決めている国を攻めると、その国の内外から強烈な批判を受けます。その国自体が自滅することになります。これは歴史の示しているところです。それなら、民間空港を危険な軍事利用するのをやめてくださいと。

以上、短い、まだ１分ちょっとですけども、以上で私の一生懸命の陳述を終わります。よろしくお願いいたします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第219号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の中村伸夫さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　神戸市灘区に在住しています、憲法を生かす会・ひょうごネット、中村といいます。

それでは、陳情第219号神戸空港の特定利用空港指定問題について、神戸市が指定に同意しないことを求めるとともに、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせることを求める陳情の口頭陳述をいたします。

陳情趣旨については、資料の陳述文書表に記載しているとおりですが、神戸空港の特定利用指定問題では、本委員会にも私を含めて14名の方々から神戸市は指定に同意しないという趣旨の陳情が出されています。いかに多くの神戸市民がこの問題に関心を持ち、仮に特定利用空港に指定されれば、将来的な神戸空港の軍事利用につながることの危険性を心配しているのかが分かります。

私の陳情事項は、文書表にありますとおり、１つは、神戸市は神戸空港の特定利用空港指定に同意しないこと、２つ目は、神戸空港の特定利用空港指定問題について、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせることです。

仮に神戸市が神戸空港の特定利用空港指定を受ければ、次は平和な商業港として発展してきた神戸港の特定利用港湾への選定の動きが始まるのは確実です。本当にそれになれば、神戸の海と空が本当に軍事利用されることになります。私たちは神戸の空と海を守り、空港や港が戦争の加害者にも被害者にもならないこと、そして神戸が世界に平和を発信する拠点になることを願っています。

昨年、非核神戸方式50年という節目の年に、アメリカの艦船が非核証明書なしで神戸港に入港しました。また、海上自衛隊呉基地にある第２海上輸送隊が神戸の海上自衛隊阪神基地隊に移転され、京都の祝園弾薬庫から沖縄や南西諸島への長射程ミサイルの運搬拠点にされようとしています。

この数年、日本では安保三文書の閣議決定、さらに軍事費の急増など、いつでも戦争できる国

へと準備が進んでいます。戦争のきな臭い足音が近づいています。特定利用港湾・空港の指定も、現在、全国で24空港33港湾が指定されています。この動きも本当に戦争できる国への準備の一環です。

一方で、関西でも伊丹空港は今回、特定利用空港指定の検討が行われています。伊丹空港は長年、騒音問題という公害の問題から、長年の周辺の自治体の市民の努力で、騒音対策とか運用時間、あるいは使用機種のルールが整えられてきました。しかし、特定利用空港に伊丹空港が指定されれば、市街地のど真ん中を爆音を発する軍用機が運用時間外に利用するような問題が発生することが予想され、地元の自治体でつくる大阪国際空港周辺都市対策協議会、いわゆる10市協では、この間、多くの自治体の首長からも多くの懸念が示されています。

ぜひ委員の皆さんにおかれましては、この陳述の趣旨をおくみ取りいただいて、ぜひ陳述の採択をお願いして、私の口頭陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第220号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の和泉さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　こんにちは。私は神戸市灘区に在住をする和泉健一と申します。神戸港の軍事使用を許さない会の陳情を出しております。

陳情については、先ほどの２名の方とほとんど趣旨が同じなので、補足として何点か述べさせていただきます。

まず、陳情とは余談になるんですけど、私は両親は沖永良部島から70年以上、僕77歳なんですけど、ずっと神戸で生まれ育ってきました。神戸には沖縄とか奄美出身の方もたくさん住んでおります。そして、それらの人を、労働者をいっぱい食べさせてきたこの神戸というまちを僕は非常に好きです。暑くも寒くもなく、海にも山にも近い、こんな大都会はなかなかないと思います。ぜひともずっとこの平和な神戸市が続いてほしいと思っております。

そして、この趣旨に関してですけど、まず、防衛省とかがしきりに防衛力を高めないかんということで、特定利用空港を進めようとしてるんですけど、まず、防衛力を強化すればするほど、敵から見たら攻撃されると思うんです。

まず、戦前のドラマとか映画見て、皆さん、神戸もほとんど市街、焼け野原になってたと思います。これはやっぱり三菱重工とか川崎重工とか、そういった兵器産業といいますかね、そういうところもあって、集中的に攻撃されたんだと、空襲に遭ったんだと思います。ですから、防衛力を特定利用になれば安全だというふうなのはおかしいというふうに思います。

もう１つ、この間、ある集会で市議会の人の話を聞いて思ったんですけど、国が特定利用を指定したらメリット・デメリットはどうなのかという質問されたら、メリットはあまりないんじゃないかと。例えば離島のほうの港とかだったら、港が浅いから、深く掘らないかん。それから、突堤をちゃんと造らなあかん。そういう国の予算で造れるという、でも、神戸港は日本で１番か２番の立派な港だし、神戸空港も新しい空港で、設備はいいと思います。だから、あまりメリットはない。

むしろ逆に、この間、那覇空港でＦ15か何かトラブルがあって、何時間か機能できなくなりましたけど、逆に戦闘機とか、ましてや米軍なんかが使うと、トラブルぐらいであって、衝突とか墜落でもしたら何日も使えないんじゃないかという、デメリットのほうが多いんじゃないかと思

います。

ぜひとも私たちの陳情の採択をよろしくお願いします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第223号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の松本さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　神戸市中央区に住んでおります松本理花と申します。

私は神戸港、とりわけ神戸空港沖の海域を何としても平和に守らなければならないという特別な思いがございます。その海域には私の両親が安らかに眠っています。神戸港・神戸空港沖は両親のお墓なんです。2014年11月12日、神戸空港沖の海域ですが、北緯34度36.912分、東経135度11.498分の地点で散骨をしました。

私の父は神戸市議会で1975年３月18日、いわゆる非核神戸方式、核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議が全会一致で決議されたときの神戸市会議員でした。父にも聞きましたが、神戸のまちは戦争中は空襲で焼き尽くされ、戦後も米軍基地被害に苦しんできたと。その神戸のまちの平和が二度と脅かされることがないように願って、核も戦争の危険もない平和な港町神戸を誇りに議員活動をしてきました。死後は、先に亡くなった母の骨とともに神戸港に散骨をしてほしいという遺言を残しておりました。

もしもこの神戸空港が特定利用空港に指定されて、軍民両用となればどうなるでしょうか。平時といえども、訓練があるでしょう。訓練にはやはり事故はつきものです。至るところで航空機の事故は起こっています。おまけに、平和な神戸の海は騒音にさらされる。

事故が起こるとなると、思い出していただきたいんですが、軍用機の危険物質の流出があるんですが、それは2004年の沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落したことがありましたね。そのときに米軍は規制線を張って、日米地位協定もありましたけれども、探し回ったものがありました。それは何だったかというと、もう明らかになってますが、ヘリコプターの部品でしたが、ストロンチウム90でした。

そういう核物質が、神戸空港は港湾の空港なので、海に落ちることもあります。当然、海洋汚染も起こるでしょう。まして、軍事利用が進めば、保護対象から外れて攻撃の対象となります。皆さんが懸念していることと一緒です。お墓を戦場にしないでください。

よって、市民の平和と安全を守る責任を負って非核神戸方式を堅持してきた誇りある自治体として、神戸空港の特定利用指定問題について、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせ、また、神戸空港・神戸港の軍事利用に道を開く神戸空港の特定利用空港指定に同意しないことを求めます。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第224号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の片岡さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　神戸市東灘区在住の片岡英夫といいます。神戸市が特定利用空港に指定することを同意しないように陳述をさせていただきます。

陳情書には主に戦闘機がもし訓練した場合の爆音について書かせていただきました。今お話し

したいのは、それ以外のことでちょっと補足ということで、先ほどの陳述された方も事故のことをおっしゃってましたが、私は一番危ないのは、自衛隊も保有していますオスプレイ、これが飛来した場合に、例えば神戸の繁華街、人がたくさんいるところに墜落するという場合は大惨事になります。

そして、オスプレイというのは、米国では搭乗員が亡くなるということで、妻が夫を亡くしてしまう製造機だというふうなことも言われているような航空機です。そういったものが、とにかく繁華街墜落すると大惨事になるという最悪のことをやはり神戸市としても想定をされて、そして、神戸市は私たち市民及び観光客も多く来られます。そういう人たちの安心・安全、これを一番担保しないと駄目だと思います。ということで、特定利用空港に指定することに同意しないようによろしくお願いいたします。

短いですが、私の陳述はこれで終わります。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第225号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の丸山さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　失礼します。神戸市中央区にありますアイ女性会議ひょうごの共同代表をしております丸山裕子と申します。

何よりも今日このような発言の機会をいただけたことが大変貴重なことだと思っています。私の所属しておりますアイ女性会議ひょうご、全国組織なんですけれども、各地で進んでいる特定利用空港の問題についても随分論議してきてるんですね。そこで、神戸でこんなことがあるよというふうに話をしましたところ、大変驚かれるわけです。

他市では、首長の専決事項として、特定利用の申入れがそこで承認されて、市民の知らない間に決まっているという例がほとんどなんですね。だから、神戸市でこんな場があって、市民である私たちが発言できるということは本当にありがたいなと思っています。ということで、お話しさせていただきます。

今までも何人かの方がおっしゃいましたけど、私は非核神戸方式というのが誇らしい歴史やと思っています。神戸港は明治維新で開港以来、産業とともに軍港として機能して発展してきましたけれども、やっぱり特に第二次大戦以降は、朝鮮戦争でありますとか、ベトナム戦争でありますとかで、大変悲惨な戦争の現実を間近に突きつけられるというような場面を経験してきているわけですよね。

港湾労働者の方に聞いた話では、例えば朝鮮戦争のときには肉片がついた戦車が神戸の港に陸揚げされたとか、それから、ベトナム戦争のときには遺体が入ったコンテナが運ばれてきたとか、そういう、いわゆる平和ぼけしている日本の中で本当にまざまざと戦争の現実が見えたのが神戸港の歴史やったと思うんですね。

そんな歴史の中で、全会一致で非核神戸方式というのが決まっていったんだなと思ったら、本当にすばらしい取組やったと思います。ちょっと去年からそれがぐらついている面もあるようですけども、しっかりここを守っていきたいと思うんですね。

それと、この夏ですけども、アイ女性会議ひょうごで、神戸空襲の犠牲者7,500名と言われていますけれども、その中でお名前が判明している方が2,000人余りなんですね。その2,000人余りの方のお名前を１人１人読み上げるという取組が行われました。テレビや新聞でも報道されたの

で、御存じかと思いますけれども、そこで読み上げた方が、本当に数字ではなくて、１人１人の思いがあって、暮らしがあって、子供も赤ちゃんも含まれて死んでいったんやいうことが、名前を読み上げる中で何かこうまざまざと胸に込み上げてきたというふうにおっしゃってました。

神戸が空襲にさらされたのも、やっぱり軍港であったからという歴史があるわけですよね。だから、本当に今改めて戦争につながる動きをちょっとでも止めていかなあかんという気持ちが今、市民の間にも広がってるんじゃないかと思うんです。

神戸市については、本当に30年前の阪神大震災で本当に大変な、6,400名の命が奪われて、その悲しみと同時に、莫大な予算で神戸市のまちを建て直ししてきたわけですよね。すごく借金で苦しんできている中で、やっとこのたびも三宮の駅前を新たな装いで再出発しようというふうに、今その段階に来ているわけですけれども、この30年の間に神戸市の本社機能が、大阪市でありますとか、他市に移りましたよね。それから、明石市では子育て支援ということで人気があると。神戸市が他市に比べてやっぱりちょっと沈んじゃっているという状況の中で、私はこれチャンスやと思うんですね。特定利用空港を拒否してるというのとか、沖縄以外ないんです。だから、神戸市はしっかりここで神戸市を反核平和の都市なんやって宣言してほしいってすごく思います。

先ほどのお話の中で、ファッションだとかスイーツだとか、ファッション都市宣言っておっしゃってましたよね。生活文化産業で神戸市は打って出るんやっておっしゃってましたけど、それと平和を守る神戸っていうのは絶対大事なブランドやと思うんです。神戸は特定利用を拒否したっていうか、反対したっていうのは、すごく今こんだけ軍拡に向けて動きが具体的になっている中で、やっぱり平和の問題何とかせなあかんと思ってる市民がたくさんいると思うんです。全国的にいると思うんですね。そこで神戸が私たちは特定軍事利用の指定は受けませんってきっぱりと言っていただきたい。それを心からお願いしたいと思います。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　拍手はやめてください。傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第226号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の佐野さん、発言席へどうぞ。

５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　神戸市須磨区に住んでいます佐野と申します。憲法を生かす須磨区の会で活動をしているところです。

陳情事項は、神戸空港の特定利用の指定に同意しないでください、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせるようにしてください、この２つです。

陳情した理由について述べます。最初に強調しておきたいことは、特定利用空港の指定は戦時における利用の準備・調整にほかならないということです。

確認しておきたいのですが、自民党政権、特に高市政権は今、戦争する国づくりに突き進んでいるということです。南西諸島をはじめ、ミサイルを配備し、全国各地に弾薬庫を造成しています。

さて、2022年に定められた国家安全保障戦略には、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うと書かれています。つまり、特定利用空港として指定することは、国家安全保障戦略上の制度で、空港・港湾を戦争の際に円滑に使うためのルールづくりとしているわけです。

しかし、よく考えてみると、ルールづくりというのは適切ではありません。事前に使ってみて不具合を調整し、設備を増設し、そのための予算もつけるということは、有事、つまり戦時におけるスムーズな使用のための準備・調整であるということです。周辺住民への影響についても書いてますけれども、これはもう迷惑行為でないということは明らかです。

私が最も強調しておきたいことは、今、イランをめぐってミサイルが飛び交っていますけれども、その状況はユーチューブ等で具体的に見れます。この特定利用空港はミサイル攻撃の対象になるということです。

第二次世界大戦のとき、神戸には造船業と船舶用エンジンなどの軍需産業が集中していて、その結果、何度も攻撃を受けました。空襲を受けました。今、神戸には日本では唯一潜水艦を建造できる川崎・三菱の造船所があります。神戸空港のすぐそばです。

国は、特定利用空港に指定されても、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものでありませんと説明しています。しかし、戦時において、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律等に基づいて行うが、その指定はその時々の状況に応じて必要な空港・港湾を利用するということにしているわけです。ということは、当然、この特定利用空港を指定されている空港が前提になっているわけです。

ジュネーブ条約は攻撃対象を軍事活動に効果的に資するものとしています。平素から軍事に資する活動をしておれば、当然、攻撃対象になるものと考えるのが常識です。神戸空港が特定利用空港の指定を受けると、ほかの国からは軍民共用空港とみなされ、ミサイルの攻撃対象になることは明らかです。それに対して、日本は災害の多い国です。災害対策をもっとすべきです。そのことを強調しております。

それから２点目に、情報公開についてあまり書いていませんので、少し付け加えさせていただきます。

特定利用空港について、指定について防衛省は、国民・市民に具体的な説明をしていません。情報公開も極めて不十分で曖昧です。また、直接説明する計画もないようです。市民がきちんと理解できるように説明することは最低限のルールです。これもせずに指定を認めるということはもってのほかです。そのことを強調しておきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、今はミサイルが飛び交う時代です。神戸空港が軍事施設として認定されれば、ミサイルが飛んでくるんだと、そのことを強調して、私の発言を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。拍手はおやめください。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第227号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の矢羽田さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　私は中央区に住む矢羽田由紀子です。私は神戸空港を特定利用空港指定受入れ拒否に関する陳情を行います。

高市政権は戦争する国づくりに地方を巻き込む動きを急速に進めています。今回、政府の神戸空港を特定利用空港に指定しようとしていることはその一環です。神戸市が対象候補として受入れ準備に動いていると聞き、看過できません。私は神戸空港を戦争に使わせないで、の思いで陳情します。

ポートアイランドは神戸空港に最も隣接しており、１万人以上が住み、また、神戸市のポートアイランド・リボーンプロジェクトでは住民を増やす計画もあると聞きます。そして、こども病院や市民病院など、神戸市民にとって大事な医療機関があります。

私は今、神戸空港の特定利用空港指定を認めることに大きな不安を持っています。例えば騒音問題です。戦闘機の爆音がどれほどのものか。和歌山・南紀白浜空港の日米豪合同演習で自衛隊の戦闘機の騒音が激しくて、知事も抗議表明をしたと聞きました。これは私たちの日常を壊す騒音です。神戸でも同じことが起こり得ます。

今、ポートアイランドに新しい２棟の分譲マンションが完成間近です。ポートアイランドに引っ越ししてこられる方の多くが、市民病院があるから安心だと言われることが多いです。戦闘機の爆音を聞くことなど思ってもおられないでしょう。

そして、保育園の散歩とか、学校の校舎内外での授業などに差し障りが出てくると思われます。平穏な日常生活が壊されてしまいます。ある小学生の子供を持つお母さんは、空港近くで子供がサッカーの練習をしているが、もし空港を自衛隊が使うことになったらと、とても心配だと話されていました。ポートアイランドの日常の安全は大丈夫なのでしょうか。

政府は民生利用が主と言っているそうですが、政府の閣議決定では、有事の際の対応を見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うと明記されており、指定を一旦認めると、自衛隊優先で物事が決まっていくのではと心配しています。そして、有事になれば自衛隊が優先利用できることになり、アメリカ軍が使うことも当然可能となり、神戸港が攻撃の対象になるのは明らかです。軍備はすればするほど戦争を呼び込むと私は思っています。

今回の受入れに際し、神戸市は特定利用空港の指定を受け入れることによって、自衛隊・海上保安庁が円滑に空港を利用するための必要な整備がなされ、災害などで効果的な対応ができ、住民の安全につながると言われたと聞きました。しかし、こうしたことは軍事費に頼らずに行うべきです。もし特定空港を受け入れれば、神戸市の自立性を損なうと私は思っています。

周りの知人など多くの方たちがこのとても大事なことを知りません。このような重大なことをあまり広報されていないことを指摘し、早急に全ての住民に対し説明されることを強く求めます。

同時に、今年12月までに神戸市は態度表明されると聞きました。神戸空港の管理権を持つ久元市長、市議会が、市民の平和と安全を守るために、特定利用空港の指定の受入れをきっぱり拒否されることを求めます。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第228号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の曽我さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　須磨区在住、曽我節代です。神戸空港への特定利用空港への指定に同意しないことを強く求めます。

2022年12月に閣議決定された国家安全保障戦略には、総合的な防衛体制強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うとあります。有事を見据えて平素のルー

ルづくりを行う、この文章からも、特定利用空港は自衛隊が有事に備えて平時から訓練できるようにするものということです。

国は陸上自衛隊の伊丹駐屯地といった部隊からの近さを理由に神戸空港に着目しています。また、国は特定利用空港のこの取組を通じて、自衛隊・海上保安庁が円滑に空港・港湾を利用できるようになること、必要な整備が促進されることは、これまで以上に自衛隊・海上保安庁による災害への効果的な対応につながり、ひいては地元の皆さんの安全に資するものと考えていると言っていますが、果たしてそうでしょうか。

国へのクエスチョン６では、特定利用空港となることで、有事において攻撃目標となるのではないかという問いに対し、国の答えは、有事のことに対して答えないで、平素のことしか答えていません。自衛隊や海保の訓練などに使用される施設は、有事の際は攻撃の標的となり得るという懸念は当然です。ジュネーブ条約では民間施設への攻撃を禁じていますが、軍事利用されれば保護対象から外され、攻撃の対象になります。

報告２の(５)でも重ねて、軍事目標に該当し得るか、見解を御教示くださいと質問しています。その回答が、実際に存立危機事態または重要影響事態に該当するような事態となった場合において、我が国の空港や港湾が軍事目標として該当するか否かについては、一概にお答えできないものと認識していますとあります。

あわせて、クエスチョン13では、特定利用空港となることで米軍も利用することになりますか。少なくとも米軍が利用する可能性が高まるのではないですかの問いに、米軍が本枠組みに参加することはありませんとありますが、利用する可能はと聞いているのに、参加はないということだけでは、米軍が使わないとは一言も言っていません。

再度、国への、報告２、(４)にも、将来にわたって米軍の利用がないものであると考えてよいでしょうか、これに対しても、参加することはありませんと、前回と同じ答えをしています。

クエスチョン22の日米共同訓練の利用調整は円滑な利用の枠組みの中で調整されるのですか、この答えは、ここでいう訓練には、日米共同訓練も含んでおり、日米共同訓練における自衛隊による空港・港湾の利用については、この枠組みにおける調整の対象となります――米軍も一緒に使うと言っています。

神戸空港の特定利用空港は、住民にとって安全が脅かされる何物でもありません。国にはっきりノーと言ってください。私たちのまち神戸を再び戦火によって多くの犠牲者を出すことがないように、神戸空港の特定利用空港への指定に同意しないことを強く求めて陳述を終わります。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第230号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の中村昌子さん、発言席へどうぞ。

それでは、５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　長田区から参りました中村昌子です。

神戸空港の特定利用空港としての国からの打診が３月にあったことは、神戸新聞の記事で載ったくらいでしか神戸市からの情報がないように感じています。あったとしても、市民の皆さんと話しているときに、ほとんどの方が何それといった返事で、御存じではなく、平和を求めるデモで会った方ですら、国が指定を全国で進めていることは知っていても、神戸がと驚かれます。圧倒的に市民への情報提供がされていないと言えるのではないでしょうか。市民の９割以上の方が正しい情報を得られるようにしてください。

災害などのときに国と市が連携を取れるためというようなことも言われているようですが、いち早く指定を受けた白浜では、陸自による災害救助に関する訓練のようなものがされたというふうにネットで見ましたが、実際の白浜空港では、戦闘機によるタッチ・アンド・ゴーという、アメリカ軍ですら民間人の居住のない硫黄島でしかやらないような訓練を、それも日米豪の共同演習の一環の中で実施したと聞きました。神戸空港ではどんな訓練がされるのか、市は把握されているのでしょうか。白浜では共同演習に組み込まれるとは想定していなかったタッチ・アンド・ゴーをするとも聞いていなかったというようなことも聞こえてきます。神戸では、アメリカをはじめ、他国の軍隊が入り込むことは本当にないのですか。

戦闘機の訓練となれば、弾薬も搭載されることがあり得ますが、どうなのでしょう。今年８月、自衛隊機が那覇空港に緊急着陸し、滑走路上で機体が傾き、立ち往生する事故がありました。幸いにも炎上するような大災害とはなりませんでしたが、機体には弾薬を搭載していたとの情報もあります。これを受け、那覇市議会は全会派、市議全員の賛成で、自衛隊との併用をやめ、民間専用空港へと変更を国に求めることになったようです。自衛隊機が使用するということはリスクがあるということは、はっきりする事案ではないでしょうか。

市としては、神戸空港を国内だけでなく、海外からの観光の玄関口として発展させたいとお考えだと思います。その上でも、基地とみなされる特定利用の空港では不安を呼ぶのではないでしょうか。

また、戦闘機の飛行経路についても気になります。六甲山があり、山や谷間、住宅地と上空を飛行訓練に利用されるのではないでしょうか。そのことで市民に及ぶ危険は、空港だけではなく、広範囲に及ぶのではないでしょうか。

ざっと私個人が考えただけでも不安に思うことが次々と出てきます。市民がこの件を知り、知りたいことを言える場が必要だと考えています。神戸市で１か所とか、自治会や婦人会にだけ呼びかけての説明会なんてナンセンスです。広く広報して、各区で開催するなどしての説明会の開催や、市民のこういった不安を取り除くことができるまで、国への問合せをした上での再度説明をする機会を持つなど、時間をかけ、丁寧に実施してください。

今の政府は、残念ながら、軍事機密的なことになれば口をつむる、国民をだますことが多いのではないでしょうか。市民の不安を払拭できないのであれば指定は受けないと、市民の平穏な生活を守るためにも、毅然とした態度で国にノーと意思を示していただけますようお願いいたします。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第231号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の井村さん、発言席へどうぞ。

５分以内でお願いいたします。

○**陳述者**　兵庫区に住んでおります井村弘子といいます。私は住民本位の自治体をつくる兵庫区の会の事務局長もしております。多くの方が述べられたように、私も心を込めて陳述いたします。

国は特定利用空港・港湾の指定を2023年４月から行い、本年４月現在で24空港と30港湾と年々増やし、全国で57施設に達しています。特定利用空港の指定は、政府が総合的な防衛体制の強化のため、自衛隊などが有事に使用することを前提に、国が改修や整備を進め、有事に加え、平時から自衛隊が訓練などで軍事利用しやすくするのが目的です。

神戸空港が対象になった理由を、部隊などの所在地のある近傍に陸上自衛隊伊丹駐屯地、千僧駐屯地が所在しており、自衛隊などが実効的な対応を行うため適していると国は説明しており、神戸空港が軍事作戦に活用されることを懸念いたします。

これは、2022年12月に安保三文書の改定が閣議決定され、総合的な防衛体制の強化と戦争国家づくりの暴走を進めているからです。国民は戦争への不安を募らせ、戦争だけは止めたいの思いが今大きく広がっています。

それは第１に、2023年から防衛費、いわゆる軍事費の拡大が始まり、2026年はそれまでの２倍となったこと、２つ目には、教育費は軍事費の半分、社会保障は物価高の中でも削減、防災関連費は軍事費よりも多かったのに、この10年間で年々減らし、軍事費の５分の１に削減される。総じて暮らしが逼迫しています。３番目に、2026年の特別国会で、防衛特別所得税、国家情報会議設置法、国旗損壊処罰法、予備自衛官特例法、皇室典範改定、防衛省設置法など、戦争国家づくりの悪法を強行したことで明らかです。

神戸市が国からの特定空港の説明のみを十分な質問や情報提供なく判断することは、市民生活を預かる自治体として許すことができません。市民生活への影響を、航空自衛隊の離発着訓練の有無や内容、回数、これまで特定利用空港に指定された各地の全国の実情を調査し、情報を公開し、市民の意見や質問に答えるのが何としても必要です。

神戸空港が位置するポートアイランドに１万4,000人の住民が暮らしています。空港から３キロのところには中央市民病院やこども病院、空港から４キロのところに公営住宅を含む集合住宅、まだ増えます。空港から５キロのところには大学や保育所など教育施設があり、自衛隊の利用は過去２年間で全国で１万回を超えており、騒音など住民への影響は計り知れません。

市民の命と暮らしに危害をもたらす特定利用空港の指定に同意しないことを強く求めます。住民本位の自治体の役割を果たしてください。神戸港が平和な港であり続けるために、神戸市議会全会派で採択された非核神戸方式が守られてきたこの理念を今生かすときではないでしょうか。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

以上で口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後１時10分より再開いたします。

（午後０時７分休憩）

（午後１時10分再開）

○**委員長**（髙瀬勝也）　ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、港湾局に対する審査を行います。

○**委員**（山口由美）　すみません、ちょっと午前中の審査の中で傍聴者の態度が非常に気になりました。神戸市会傍聴規則第11条を遵守していただきたいですし、委員長におかれましては、毅然とした態度で進行していただきますようにお願いいたします。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、陳情14件及び報告事項２件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**山本理事兼港湾局長**　港湾局でございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　着席されたままで結構です。

○**山本理事兼港湾局長**　それでは、特定利用空港に関する陳情第218号から第220号、第223号から第233号までの14件並びに報告事項２件につきまして、一括して御説明申し上げます。

陳情文書表を御覧ください。

陳情第218号から第220号、第223号から第228号、第230号から第233号は神戸空港の特定利用空港指定に同意しないことを、陳情第218号から第220号、第226号、第232号は国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせることを、陳情第227号、第230号、第233号は市民の意見を聞く場として市民への説明会を行うことを、陳情第229号は市民への説明時期を明示することを、陳情第230号は判断に十分な期間を設けること、国とのやり取りは市民に公表することを求めるものでございます。

陳情項目につきまして、本市の考え方を御説明申し上げます。

令和８年３月30日に国から神戸空港を特定利用空港の対象候補として検討しているとの説明が空港管理者である神戸市に対して実施されました。翌３月31日には説明会資料を速やかに全議員に配布し、また、記者への資料提供を行うとともに、ホームページにてその内容を公開いたしました。そして、５月18日の経済港湾委員会にて、市民の代表である議会に対して説明会の内容の報告・審議を行い、さらに、５月26日の本会議での質疑、６月29日の経済港湾委員会においても質疑を通じて適宜御意見をいただいております。

また、本枠組みに対して疑問点や意見のある市民には、所管課において、電話やホームページからの問合せ、わたしから神戸市への提案などで寄せられる市民の声を通じて、直接丁寧に対応させていただいているところでございます。

その中で、陳情に記載された、判断に十分な期間を設けること、国とのやり取りは市民に公表すること、神戸空港の特定利用空港指定に同意しないことについては、先ほど御説明させていただいたとおり、３月の説明会からこれまでの間、議会や市民の皆様の御意見をいただきながら、時間をかけて丁寧に対応させていただいているところでございます。

また、国とのやり取りについては、この間の市会での質疑や所管課に直接寄せられた市民からの声を踏まえて、不明な点を国に確認させていただきました。その内容について、後ほど委員会の場で説明させていただくとともに、本日、港湾局のホームページにて委員会報告資料を公開させていただく予定です。

なお、指定の可否については、国から正式な依頼を受けた上で、12月上旬までに本市として判断していきたいと考えております。

次に、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせること、市民の意見を聞く場として市民への説明会を行うこと、市民への説明を行う時期を明示することについては、特定利用空港は国の枠組みであることから、国が主体的に判断し、必要に応じて説明していくべきものと認識しております。

その上で、国から説明のあった資料等については、議会へ報告した上で、その日のうちにホームページにて公表するほか、速やかな情報提供に努めるなど、引き続き丁寧な説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、特定利用空港に関する神戸市の質問に対する国の回答について御報告申し上げます。

委員会資料の４ページを御覧ください。

特定利用空港に関して、この間の市会における議論も踏まえつつ、国に対して不明な点を確認し、それに対する回答を得ましたので、次のとおり報告いたします。

（１）特定利用空港の指定を受けた場合のメリットの１つとして、神戸空港においてどのような整備事業が予定され、今後想定されるのかとの質問に対して、国からは、神戸空港では現在、国事業として無線施設や気象施設の老朽化対策事業等が実施されている。現時点で今後の事業実施を答えることは困難であるが、民生ニーズ等を考慮し、決定していくことになるとの回答がありました。

（２）指定に同意するという回答をしなかった場合、神戸空港が何らかの不利益を被ることはあり得るのかとの質問に対して、国からは、同意しないことをもって直接不利益を受けることはないとの回答がありました。

（３）自衛隊や海上保安庁が運用する航空機等においても現行の飛行経路を遵守するのかとの質問に対して、５ページを御覧ください。国からは、基本的に現行の飛行経路は遵守する。一方で、天候や航空交通状況等により飛行高度、経路を変えざるを得ないことがある。いずれにせよ、飛行経路を含め、空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう努めていくとの回答がありました。

（４）2023年１月の日米安全保障協議委員会の声明がある中で、特定利用空港の枠組みにおいて、将来にわたって米軍の利用はないのかとの質問に対して、国からは、特定利用空港の枠組みにおいては、関係省庁と空港管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはないとの回答がありました。

（５）存立危機事態または重要影響事態が生じた際に、軍隊の後方支援を行うなどの具体的な軍事利用をした場合、ジュネーブ諸条約に規定される軍事目標に該当し得るのかとの質問に対して、国からは、特定利用空港の枠組みに含まれるかどうかにかかわらず、我が国の空港や港湾がジュネーブ諸条約に規定される軍事目標として該当するか否かについては、一概にお答えできないとの回答がありました。

６ページを御覧ください。

（６）特定利用空港における緊急性が高い場合の利用調整の対象として、存立危機事態や重要影響事態は排除されないが、実際に利用調整を行うかどうかについては、発生した事態の個別具体的な状況によるため一概にお答えできないという理解でよいかとの質問に対して、国からは、お見込みのとおりとの回答がありました。

７ページを御覧ください。

（７）存立危機事態または重要影響事態が生じた際に、国から空港利用の申入れがあった場合、空港管理者として意見を述べる余地があるのかとの質問に対して、国からは、特定利用空港の枠組みに含まれるかどうかにかかわらず、存立危機事態または重要影響事態が生じた際に、空港法等の既存の法令に基づき、利用者と空港管理者との間で調整されることになる。特定利用空港の枠組みにおいても、利用に当たっては、空港管理者、防衛省・海上保安庁が緊密に連携した上で、最終的な空港の利用の可否の判断は空港管理者が行うものと認識しているとの回答がありました。

（８）特定利用空港における緊急性が高い場合に、国民の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、地方自治法に基づき、国が地方自治体に対して指示を出すことはあり得るのかとの質問に対して、国からは、特定利用空港の枠組みで、自衛隊等の利用のため地方自治法

に基づく補充的な指示を行使することは想定していないとの回答がありました。

特定利用空港に関する神戸市の質問に対する国の回答についての御報告は以上となります。

続きまして、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、港湾局関係分につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の１ページを御覧ください。

なお、説明に際しましては、100万円未満の数字は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、令和７年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

海岸保全施設整備事業で５億円、高潮対策事業で27億2,500万円をそれぞれ工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

２ページを御覧ください。

続きまして、令和７年度神戸市空港整備事業費予算繰越明許費繰越計算書でございます。

神戸空港機能強化事業で２億2,600万円を工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

３ページを御覧ください。

続きまして、令和７年度神戸市港湾事業会計予算繰越計算書でございます。

まず、地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越しでございます。

港湾建設事業で30億1,000万円、港湾環境整備事業で２億500万円、埋立事業で3,100万円、其他建設改良事業で85億2,400万円をそれぞれ工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

次に、地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越でございます。

其他建設改良事業で６億円、投資で24億3,900万円をそれぞれ工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（髙瀬勝也）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、陳情第218号から第220号及び第223号から第233号、以上陳情14件並びに報告事項、特定利用空港に関する神戸市の質問に対する国の回答についてに関しましては、いずれも神戸空港の特定利用空港指定に関連する案件であることから、一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、陳情第218号から第220号及び第223号から第233号、神戸空港の特定利用空港指定問題について、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせ、神戸市が指定に同意しないことを求める陳情ほか13件並びに報告事項、特定利用空港に関する神戸市の質問に対する国の回答についてに関して御質疑はございませんか。

○**委員**（あわはら富夫）　ちょっと今日は最初に質問させていただきたいと思います。なぜかというと、今回、特定利用空港に関する神戸市の質問に対する国の回答ということですが、この８項目のうちのほとんど、私のほうが２回の常任委員会で国のほうに確認をしてくださいということでお願いをした、その回答が今日報告されておりますので、私のほうからその回答に対して、神戸市のほうの見解ということも一緒に求めながらちょっと質問させていただきたいと思います。そのほうがいいのかなというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

最初なんですけれども、メリットがあるのか。神戸空港の場合、もう既に、陳情者のほうも言

っておりましたけれども、もう出来上がって、しかも国際空港に向けて着実に準備が進んでいる。そういう状況の中でどういうメリットがあるのかなと。

回答を読むと、現在、国事業として無線施設や気象施設の老朽化対策事業等が実施されていますと。これは別に特定利用空港でなくても、本来、空港の機能を維持するために必要なものであって、これはメリットでもないと思うんですね。だから、この表現から言うと、具体的なメリットについては提示されていないというふうに思うんですが、その辺見解どうでしょう。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　回答の１番のところのメリットの件でございます。国からは、現時点で今後の実施事業をお答えすることは困難であるということ、それから、民生ニーズに加えまして、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して決定していくことになるというふうに聞いております。

一方で、国からは、特定利用空港に指定されることによるメリット――これは整備面以外のメリットも含めてですけれども、円滑な利用に関する枠組みを通じて、災害時の対応などの緊急性が高い場合においても利用調整を円滑に行うことが可能となる、また、平素の訓練等を通じて、自衛隊・海上保安庁が空港・港湾のそれぞれの特性を習熟することで、災害時の対応などにおいても、より迅速かつ安全に対応できるようになる、こういった自衛隊・海上保安庁が円滑に空港・港湾を利用できるようになること、また、必要な整備が促進されることについて、災害等の効果的な対応につながり、ひいては地元の皆様の安全に資するものであると、地元の皆さんにもメリットになるというような説明を国のほうから聞いているところでございます。

○**委員**（あわはら富夫）　だから、神戸空港の事業としてメリットがあるのか。今の説明で言うと、要するに、特定利用空港・港湾というものを受ければ、災害対応もやりやすくなるとか、そういう話であって、今進められている神戸空港事業にとって、例えば財政的に助かるわとか、――拡張するという話は今さらないと思いますけど、拡張するんだったらその応援を国費で出してあげましょうとかいうならまだ分かりますよ。それがいいとか悪いとかは別として。

直接的なメリットというものがあるのかなと。市民的に災害が起こったときに便利になりますよと、それでは、特定利用空港・港湾の本当の趣旨の議論をしないといけなくなるのですが、空港事業としてメリットがあるとは思えないんですが、その辺どうでしょう。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　ちょっと繰り返しの御答弁になって恐縮ですけれども、現時点で今後の実施事業についてお答えすることが困難であるということを国のほうからは聞いております。指定前ということで、両者のニーズが十分に検討されていないという状況の現段階におきまして、仮に指定を受けた場合に想定されるような今後の実施事業をお答えすることは困難であるというようなことかなというふうに認識をしております。

○**委員**（あわはら富夫）　だから、自衛隊や海上保安庁にとって便利になるという部分については、新たな投資をやりましょうみたいなことはあるのかもしれませんけれども、いわゆる民間空港として、機能面――将来、国際空港を目指すという機能面にとって、それがメリットになるのかなというところについては、具体的な提起は今回の回答ではなされていないというふうに判断せざるを得ないと思います。

このやり取りばっかりずっとやってるわけにはいかないので、ただ、今の見解を聞くと、事業に直接ということにはならないのではないかというふうに思いますので、まず第１点目でも私はちょっと納得できないなというのをまず言っておきたいと思います。

それから、２点目に、断ったら、不利益になるのかということがあって、ここでは明確に断っ

ても直接不利益を受けることはありませんというふうな言い方されてるんですが、それに対してはどういう感想ですかね。それだったら断ったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺どうでしょう。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　国のほうからは、今回、特定利用空港の指定に同意しなかったことのみをもって神戸空港が直接不利益を受けるということはないと。加えて、先ほどちょっと触れましたけれども、整備面については、既存の制度に基づいて、民生ニーズ、あるいは国のニーズのそれぞれを考慮した上で決定をするということになってございますので、その辺りの判断というふうに国からは聞いてございます。仮に指定に同意しなかったからといって、国による支援、あるいは事業の取扱いが不利益に変更されることはないものというふうに認識をしております。

以上です。

○**委員**（あわはら富夫）　そうであるならば、今、最後の言葉に言われたように、断ったとしても、神戸市にとって不利益があるというふうには、港湾局のほうもそうは思わないというふうに判断されているのであれば、殊さらこれを一生懸命受ける必要はないのではないかなと。判断の材料にこの２番をちゃんと入れていただきたいなというのは、これは要望にしておきたいと思います。

それから、３点目の神戸空港の飛行ルールの影響について聞いた――飛行コースの問題ですね。実際に訓練なんかが行われた場合に、いわゆる飛行ルールというのが守られるのかというのが３番目の質問だと思うんですが、そこの回答は、遵守するけれども、厳守ではないと。

国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合はその限りではないとか、それから、気象上の問題だとか、安全上の問題みたいなことは言われてますけれども、一番大きいのは、この国民の命・財産を守る上での緊急性が高い場合はその限りではないという回答だと思うんですが、緊急性の判断で左右されるとすると、この飛行ルールを尊重する必要がないというふうな表現に見えるんですが、その辺はどういうふうに判断されてるでしょう。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　飛行経路につきましては、国のほうからの回答としましては、基本的に陸上通過高度であったり運用時間を含めて、飛行経路を遵守するという回答を得ているところでございます。

また、天候あるいは航空交通状況によりまして飛行高度や経路の変更ということに関しては、航空機の安全を確保するために管制のほうで判断・指示した結果生じるということがございます。実際に神戸空港を発着する民生機におきましても、安全上の観点から、それらの変更というのは一定数生じているものでございますので、そういった認識をしているところです。

いずれにしましても、民生機同様、管制の指示の下、基本的に現行の飛行経路を遵守し、空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限になるよう、国のほうに求めてまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（あわはら富夫）　神戸空港の前に人工島の上を飛んでいる。海上空港ということで、伊丹空港のように直接上空を飛行機が飛び交ってるということではないということで、この騒音問題に対する関心は確かに伊丹の人たちよりは神戸のほうの感覚はちょっと薄いとは思うんです。

ただ、今回、今年かな、新たな飛行ルート――関空と、それから神戸空港の国際化というのを前提に置いて、相当の便数が現状も増えてきてますし、多分これからもっともっと増えるやろうと。そういう状況の中で、新たな飛行コースというのを決めて、それから兵庫県が間に入って、淡路の市長と話合いを持って合意をした、そういう飛行ルートが今始まってますよね。その中で、やっぱり高度が低くなってきたとか、かなり淡路の島民のほうに飛行コースが現状でも寄ってる

んですね。

そういう状況の中で、淡路の人たちのほうから、新たな飛行ルートになってかなり騒音が厳しくなってきたという声を私も聞いてて、ここでも若干質問したことがあると思うんですけれども、今回のこの飛行に自衛隊がやっぱり加わってくると、その辺、神戸市民だけではなくて、淡路の市民の皆さんにもこの事実をきっちりやっぱり伝えないといけないのではないかなというふうに思うので、実際に今の飛行ルートを守って飛んだにしても、防音というものを全く施されてない戦闘機がやっぱり飛ぶとなると、これ淡路にとっても非常に大きな問題に私はなると思うんですが、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　現状、そういった淡路地域の皆様方に、いわゆる騒音に関して一部影響が出ているというようなことに関しましては、我々としても認識をしておるところです。環境監視地点も一定増やした中で、そういった監視もしっかりしていくとともに、今回の特定利用にかかわらず、地域の皆様方の生活に関して影響がないかどうか、その辺りについてはしっかりウオッチをしていきたいと思っております。

その上で、例えばこのたび戦闘機が使われる訓練があるというようなことの場合において、――神戸空港におきましては、過去にも１度戦闘機の訓練があったということでございます。国からは、今のところ予定はしていないけれども、するとしても年に数回程度というようなことを聞いておりまして、大幅な利用増ではないというふうに国からは聞いてございます。

御指摘のとおり、神戸空港は海上空港でございますけれども、やはり現在の飛行経路もしっかりと守った上で、自衛隊の例えば訓練等の利用に当たってもしっかりと遵守をしてもらうように、私どもとしてもしっかり国のほうに求めてまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（あわはら富夫）　だから、これしっかり守られるっていうのではなくて、それが完全に厳守しますというのであれば、まだ、この回答は理解できるんです。ところが、遵守すると。しかも、国民の命・財産を守る上で緊急性の高い場合というのが必ずついてくるんですよね。それがある場合には、現行の飛行ルートを守れないこともあり得るという意味で、国民の命・財産を守る上での緊急性が高い場合というのは必ずついてくるので、その話がついてきたら、やっぱり100%守られるというふうに見えないんですよ。

そうなると、枠を外したら、そういうのが可能なのかどうか分かりませんけれども、ポートアイランドの島の上空を飛ぶというようなことが起こり得るのか、もっと言うと、今でも淡路島のほうでも、実際に大変な飛行ルートがあるんですけども、それを逸脱した飛び方が全くされないとなればいいんですけれども、この表現では、緊急性が高い場合はその限りでないということがその回答の中では明示されてるので、これはやっぱり納得できないというふうに、この３番目の回答もそう判断せざるを得ないというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。

○**河原港湾局局長**　先ほどから部長のほうから御答弁させていただいておりますけれども、基本的には、委員がおっしゃるように、基本的には現状の飛行経路を遵守していただく、これは自衛隊機にかかわらず、民航機であってもそのようにしていただくというのは、これはルールだと思っています。ただ、先ほど部長から説明しましたけど、天候、それから航空交通状況等によりまして、これは致し方ない場合には回避しているというようなこともございます。

ただ、一方で、淡路のことも我々も認識をしておりますので、これはしっかりと、環境監視というのはしっかりとしてまいりますし、航空交通路を守っていただく、遵守していただくということについてもしっかりと働きかけてまいると、そういう考えでございます。

○**委員**（あわはら富夫）　これも時間あまりかけるわけにはいかないので、次の項目には行きたいんですけど、ただ、一言だけ言っておくと、和歌山のほうでいわゆるタッチ・アンド・ゴー、南紀白浜空港でやられたと。これは陳情者も言っておられましたけれども、そこでは最大で106デシベル、市街地でも最大99デシベルの騒音が測定されたと。

これはそういう運動している人たちが言ってるんじゃなくて、和歌山県知事がこれでは困るということで、近畿中部防衛局長の丸山さんに対して、こういう訓練についてはきちっと報告をしたり、ちゃんとしてくれということで、半分抗議と受け取れるような文書を令和７年12月８日に出してるんです。

これに対して見解は求めませんが、こういう事態が実際に南紀白浜空港では起こってると。そういうことが神戸空港でも起こらないとは言えないんじゃないか。県知事が抗議するぐらいの状況があったということですから、年に数回だというふうなことを言わず、こういうことが起こっているということを判断基準にこれは私たちはやっぱりしないといけないんではないかなというふうに思いますが、ちょっと見解聞いとこうか。どうですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　そういった騒音の関係に関しましては、先ほどから申し上げてますように、我々としても軽視しているわけではございません。そういったことが万が一起こるような状況が我々把握できましたら、そういった件に関してはしっかりと国のほうに説明なり、対応について確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（あわはら富夫）　さっきからずっと私が質問している趣旨は、この回答によって皆さんが――正式な要請はまだないけれども、正式な要請があった場合に、これを受けるのか受けないのかというのを判断する材料に今回の回答がなっているということですので、やっぱりこれを受けるか受けないかというところの判断に、この騒音の問題、それから訓練の問題、これはやっぱり大きな判断材料になるんではないかなというふうに思いますので、これはきちっと頭の中に入れておいていただきたいと思います。

次は、特定利用空港の枠組みに――これも私が言ったやつです――存立危機事態または重要影響事態が含まれるのか。４番目ですね。米軍の訓練参加はないのかという回答に対して、この枠組みでは米軍の訓練参加は想定をしておりませんというふうな回答になっています。

ただ、ちょっと聞きたいのは、緊急性が高い存立危機事態・重要影響事態、これはもちろん訓練でも米軍利用があり得るんじゃないか。例えば米軍が――枠組みでは考えてませんということを今回の回答では言ってるんですけども、実際に米軍が一緒に参加したいんだというふうに言った場合に、それを国が断れるのかどうか。これどう思われます。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　大変恐縮ですけれども、米軍の利用を想定して、その仮定の話につきまして、ちょっとこの場でお答えすることについては控えさせていただきたいというふうに思います。

○**委員**（あわはら富夫）　何でこういうふうに聞いたかというと、それは神戸市では判断できないでしょと。国はこの枠組みの中に入れませんとは言ってるけれども、実際上、米軍が国に対して、例えば神戸空港を利用してやる訓練に我々も一緒に参加させていただきたいと言った場合にどうするのかという判断は、これは自治体じゃなくて、国のほうとしてそれを受けるか受けないかを判断せざるを得ないわけで、こちらで回答できる問題では私はないとは思うんです。

そういうものが――国に直接聞かないと分からない内容というものが、この米軍の訓練参加はないとの回答の中にあるんじゃないかなと。自衛隊としては、防衛省としてはこの枠組みにはな

いですよと言うけど、実際はどうなのかというのはあるのではないかなと。

何でこれを私が言うかというと、ちょうど2000年前後に非核神戸方式への、アメリカからとか領事館から、いろんな動きが神戸市にありました。そのときは朝鮮半島有事というのが想定されて、これ朝日新聞に大きく掲載されたんですけれども、日本で使いたい空港・港湾というものがあって、それに神戸港が入っていた、その地図の中にね。

それで、神戸港を使いたいんだなということと、非核神戸方式がその邪魔になってるなということで、その動きが強まっていたなというのをあの当時よく分かってたんですが、実際にこの枠組みに入らないよといったって、米軍が実際、合同で訓練したいんだと言ったときに、そうしたら、国のほうがそれを断れるのかというのは、これは皆さんが判断できるはずがないわけで、これはやっぱり国を呼んできて、ちょっと我々としてその質問をさせていただきたいなという思いがあるので、実際に国を呼んできての説明会というのは、やっぱりこういう項目があるからやってほしいなというふうに思うんですが、その辺どうでしょう。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　私どもとしましては、国のほうから今、説明を聞いておるわけですけれども、国のほうに対して、特定利用のこの枠組みに関しては国のほうが主体的に判断をして、必要に応じて国において説明されるものだというふうに我々としては認識をしてございます。

御指摘の国の説明会の開催という件に関しましても、これまでから御意見をいただいているところなんですけれども、我々としましては、そういったお話があって、御意見があるということについてはしっかりと国のほうに伝えてまいりたいですし、これからもそういった声があることについては、私どもとしても国のほうにしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員**（あわはら富夫）　そっち向いて、国のほうから、例えば議会とか、それからやっぱり市民に直接、そういう疑問に対してやっぱり答えてもらわないといけないんじゃないかなと思います。

伊丹の空港に関しても、10市協の市長たちが、この前会議が開かれまして、そこでもやっぱり国に直接説明してほしいと。10市協と神戸市という立場は全然違いますけれども、神戸市の場合は直接管理者であると。10市協の場合は、大阪空港の会社が実質的に管理者ですから、ちょっと置いてるということで、直接的な判断が首長にできないという中で、ただ、市民に対する責任があるから、国が直接説明してくれということを10市協の市長たちがやっぱり主張してるんですね。

したがって、やっぱり市長から国に対して、直接説明してくれというふうなことを神戸市のほうからも声を上げていただきたいんですが、その辺はどうでしょう。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　ちょっと繰り返しの御答弁になって恐縮ですけれども、今先ほど申し上げましたように、国が主体的に判断をして取り組んでいっているものでございます。そういった観点からも、私どものほうとしては、今いただいたような意見につきまして、国のほうにしっかり伝えてまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（あわはら富夫）　これはちょっと本会議で市長に質問したいと思ってますので、次の項目に入っていきたいと思います。

（５）、（６）が、特定利用空港の枠組みに存立危機事態または重要影響事態が含まれるのかということで、これも前からも質問させていただいてますが、それに含まれるとすれば、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第52条に規定された軍事目標に該当するのではないかというふうなことで、皆さんのほうからも国のほうに問合せがされて、結果的には、存立危機事態または重要影響事態については、排除はされないけれども、個別具体で判断したいと。緊急性が高い場合に――存立

危機事態・影響事態が入るのかというのは個別具体で緊急性が高い場合からは排除はされないというふうに言ってるんですが、排除はされないという表現は、存立危機事態・重要影響事態というのはやっぱり緊急性の高い場合の枠に入るのかと。入るというふうに判断をされてるのか、その意味ですね。非常に複雑な回答の仕方をしているので、これはどちらかというと、神戸市からの問合せの中にそういうふうな言い方、言い回しになってると思うんですが、その辺どうなんですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　存立危機事態あるいは重要影響事態につきまして、いわゆるグレーゾーンと言われるようなところの対象になってこようかと認識しておるわけなんですけれども、現時点で国のほうから明確な基準といったものについては示されておりません。

私どもとしましても、国のほうで基本的に考え方があることを前提にはしておりましたけれども、その辺りにつきまして明確なお答えをいただけておりませんけれども、そこに今いただいている答えが国の考えていることというふうに理解をしているところです。

○**委員**（あわはら富夫）　いや、ここが一番よく分からなくて、何回も何回も、この３ページ目の回答部分を読ませていただいて、黒枠になってる部分は、これ神戸市のほうが質問した内容の枠になってるんですよ。その枠の中に、下のほうから６行目のところに、存立危機事態や重要影響事態は排除されないが、個別具体によってはという、個別具体的なことを判断しないと一概に答えることは難しいんでしょうって、こちらが聞いて、お見込みのとおりですといって回答している。

ところが、高知県知事が令和６年３月21日に総合的な防衛体制の強化に資する取組に関する質問事項についてということで質問されてまして、その質問内容は、神戸市のように優しく質問したのではなく、厳しく質問してまして、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合または艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合――武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く――には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の存立危機事態や重要影響事態、いわゆるグレーゾーン事態が含まれ得ると考えてよいのか。また、含まれる場合には、港湾法上の既存法令に基づき利用制限を行うものと考えてよいのかと。お察しのとおり、相違ありませんという回答なんですね、高知県への。

ということは、どういうことかというと、このグレーゾーン事態については、今回の国民の命・財産を守る上で緊急性が高い場合の中に含まれるというふうな回答なんです。

そういうことでしょうと、こちらのほうは聞いてないので、排除されないがという――こちらの聞いた趣旨というのは、結局、存立危機事態・重要影響事態はやっぱり入るんでしょうと。その具体的な内容はいろいろ検証しましょうよと。ということだけど、緊急性のある事態の中に存立危機事態・重要影響事態は排除されないということは、入るということでしょう。入ってるということなのか、ちょっとその辺は非常に大事なところなんで、ここはきっちり答えていただきたいと思います。

○**山本理事兼港湾局長**　今、先生が言われました高知県でのやり取り、我々もそのやり取りの中、確認をしておりますけども、言葉尻を取るのは本意ではありませんけれども、そこでの回答は含まれ得るという締め方ですよね。含まれる――含まれ得るという言い方ですよね。

同じく'25年11月の国会におきまして、福島先生の御質問に対して国が答弁に立ちましたけども、そのときは一概に言えないというような言い方になってございます。

ですから、今、我々の解釈としましては、少し正しい表現じゃないかも分かりませんけど、私

の理解という意味で申し上げますと、含まれる可能性はあるという言い方をされてるんだろうなというふうに受け取っています。

ただ、それが実際、本当にその事態が含まれるものになるのかどうかといったものは、その時点における個別具体の事例に合わせて、含まれるか含まれないか、つまりは利用調整をするかしないかというものは、グレーゾーンの中における特定の事象を捉えて判断すべきだというようなことを言われているのかなという理解をいたしましたので、我々からの質問に対しては、排除しないがという、完全には抜かないけれどもという、そういう質問の趣旨で構成させていただきました。

○**委員**（あわはら富夫）　そうであるならば、はっきり言うと、存立危機事態・重要影響事態はこの枠組みの中には含まれないとはこれは言っていないわけで、要するに、内容によっては含まれ得るというふうに判断していいということですよね。今の局長の答弁でも。ということは、特定利用空港を受けてしまえば、その可能性は残るということですから、そこはちゃんと押さえておいてもらわないといけない。

そうなると、例えば重要影響事態というのはどういう事態かというと、直接的に攻撃を受けてないけども、攻撃を受ける可能性が非常にあると。そのために、例えばアメリカ軍の後方支援というのを――この重要影響事態というのは、どちらかというと、直接的に支援をするということじゃなくて、後方支援なんですね。実際上、その場合で後方支援をしてしまうと、これは、先ほど言ったジュネーブ条約で、そちらの――まあ言うたら対戦相手、敵国の応援をしたということで、そこの軍事力を高めることをやるというと、軍事目標になっても仕方ないですよということなんですよ。

そうなると、米軍の後方支援を重要影響事態でやってしまうと、これは軍民共有空港というふうに判断されても仕方がないと。そうなると、我々が攻撃を受ける可能性が出てくるんですよ。その要素は、今の答弁も含めてですよ、その可能性はあるというふうに判断していいということですかね。

○**山本理事兼港湾局長**　全体少し先走るようなお話をして恐縮ですけれども、例えば我々の７番の質問のところですね。我々の理解といたしましては、６番のところで可能性はあるというようなところだというふうな理解の下に、７番のところで、国なりのほうから申入れがなされた場合において、我々がそれに対して意見を述べる余地はあるのかと。我々はそれに対して良い、駄目みたいなところの判断をする余地があるのかみたいなところでの投げかけに対しまして、ここでの回答、最終のところだけ申し上げますと、最終的な空港の利用の可否の判断は、我々空港管理者が行うものと認識しているというふうに国は答えているというところだと思ってございまして、今、我々は同意を受けるみたいなことを申し上げているわけではございませんでして、今、国の見解といったものを淡々と御説明させていただいているというところでございます。

○**委員**（あわはら富夫）　ちょっと淡々とこちらも言わせていただきますけど、例えば安全保障に関わる課題、それと緊急性が高い場合で、しかも重要影響事態として判断をされて、これは神戸空港を特定利用空港の枠で使いたいとここが言うてきたという場合ですわな――今の流れでいくと。

その場合に、自治体が――安全保障上の問題で緊急性が高いと、しかも国民の命と安全に大きな問題があるというふうな形で、神戸空港を使いたいといったときに、最終的にここに書いてあるとおり、利用の可否は空港管理者ですよというのは、これは分かるんです。書いてることは。

だけども、実質それで断れるか。自治体が安全保障上の問題で判断できるかということですよ。安全保障上の問題で問題を提起されたら、これは認めざるを得なくなるんじゃないですか。

そういう現状が――個別具体的にという話にはなってるけれども、しかも最終的には空港の利用の可否の判断は空港管理者ですよというふうな回答を得てるものの、実質上、安全保障問題、それと国民の命がかかってる問題でここを使いたいんだと言われたときに、空港管理者が断れるのかと。断れない仕組みで、最終はあなたですよと。断れないような周りを全部固めておいて、実際に空港管理者としての判断は尊重しますと言われても、それは断れるんですか。

○**山本理事兼港湾局長**　なかなかその仮定的なもののお話というのは少し難しいですし、国防がどうあるべきかみたいな議論になろうとしておりますので、今、我々港湾局として申し上げますことは、空港管理者として、特定利用空港と、それと今の神戸空港における空港条例なり、共用規定の座組みとして、枠組みとしてそれがどうなってるのかみたいなところを申し上げるべきだと思っております。

その判断が迫られたときにどういう判断をするのかみたいなところまで今求められても、少し苦しいところでございまして、申し上げたかったことは、国において、そのときに判断は空港管理者が判断すべきことですよというふうなことを言われているということだと思います。

○**委員**（あわはら富夫）　だったら、そんなときに悩まなくてもいいのは、今断っておくことだと思うんですよ。

だから、本当に国からそういうことを言われて、それで航空法だとか、港であれば港湾法だとか、地方自治の感じで我々の地方自治権だとか、そういうので断れると。そうすると、断れるか断れないかといったら、大変なことを市長は悩まざるを得なくなる。そんな悩まないで済むので、別にペナルティーもないんだから、そんなふうな可能性が残されているような仕組みは今断っておくべきではないかなというふうに思うんです。それどうですかね。言えば言うほど、今断っておくほうが、実は神戸市長とか山本さんは楽じゃないかなと思うのやけど、その辺どうですか。

○**河原港湾局局長**　先ほどから理事のほうからも御答弁させていただいておりますけれども、この特定利用空港の枠組みをどうするか、これは平時における取組というふうに国からお示しをいただいておりますので、我々としては、その枠組みの中でどのように使うのか、どのような使い方をするのかということを、国と関係会議なども通じてやっていくと、そのように認識をしておるという状況でございます。

○**委員**（あわはら富夫）　今の議論をちょっと分かってないのは――平時の枠の中にこの存立危機事態だとか重要影響事態だとか、それと緊急性というのが入るから、それで今この議論をしているわけで、もともと平時だからそんな心配要らないんですよといったら、何もこんな議論する必要ないんでね。

そこはちょっと誤解のないようにしてほしいんですが、こういう最終的な判断を、逆に言えば、港湾管理者なり市長がしないといけないというところまで――そういう可能性があるものは、別に大きなデメリットがないんだったら、もう受けなくていいんじゃないかなというふうに私は思いますので、それは多分言うても、また言い合いになるので、これ以上言わないけど、俺は普通に考えて、この流れからいくと、そうだったら悩まないうちに断っておくほうが賢いなというふうに思うので、それはちょっと判断の中に、ちゃんと材料に入れておいていただきたいし、市長にもそれはよう言うておいていただきたいというふうに思います。

これと、若干最後ぐらいの質問になりますが、地方自治法の関係で、国民の安全に重大な影響

を及ぼす事態が起これば補充的な指示ができるということで、地方自治権、地方自治法を超えて指示ができるという部分があって、これも存立危機事態・重要影響事態というところの中身の中に入ってくるんじゃないかなというふうに思ってまして、それに対しては、いや、それに入らないんだというのがこの見解なんですけど、実は'24年の５月23日に国会の衆議院の総務委員会で共産党の宮本岳志議員が総務省に質問しているんです。

その質問というのは、国が自治体に指示権を行使できる事態について、集団的自衛権行使の発動要件である存立危機事態を定めた事態対処法を除外しない、つまり、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態になればこの指示ができるのかというふうな質問をして、その中にこの存立危機事態と重要影響事態が入るのかという質問をされて、それに対してこの局長さんは入りますというふうに答弁した。指示の枠の中に入りますというふうに答弁を実はしているんです。

これ一回ちょっと調査してもらって、そういう答弁をしてるので、ここでいうところの国の回答とはちょっと違うん違うかなというふうに思いますので、これちょっとどういうことなのか、分かってればちょっと説明してください。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　今御指摘のありました件ですけれども、その後の経過としまして、存立危機事態及び重要影響事態への対応について、地方自治法に基づく指示を行うことは想定していないというような内閣答弁書が出てございます。

○**委員**（あわはら富夫）　それで、ここの答弁の中に、個別法に基づく指示ができない場合に限って――国民に安全で重大な影響を及ぼす事態で、この１、２、３のうちの条件がある場合には多分指示できるという意味だと思うんですが、この３番目に個別法に基づく指示ができない場合に限ってということになると、これ存立危機事態と重要影響事態が入るんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。ちょっとこれは解釈上の問題だけちょっとお聞きしたいんです。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　国のほうの解釈ということになってまいりますので、私どものほうで解釈について御説明するというのはちょっと難しゅうございますけれども、国のほうからは、補充的指示権の行使につきましては、自治法に定める要件に基づき国が判断するものであるということで、私どもとしては、その判断についてお答えすることはちょっと難しいと。

ただ、その上で、国からも、繰り返しになりますけれども、特定利用空港の枠組みにおいて、自衛隊・海上保安庁の優先利用のために、地方自治法に基づく補充的指示を行使することは想定していないというふうに回答を得ているところです。

○**委員**（あわはら富夫）　これで最後にしますが、ちょっとやっぱり今ずっとやり取りしてて、本当は国のほうが直接――今の話もそうなんですけど、国のほうとしてこれをどう考えているのかというのはやっぱり直接聞きたい。やっぱり国の責任において説明してもらうと。これ地方自治体に説明させるというのはおかしな話で、地方自治体はこれを受けるか受けないかを一生懸命――判断をしないという立場なのに、説明責任を自治体に負わせるというのは、誰が考えてもおかしいんですよ。これはまさに国の事業なんですから。

ということになると、国がやっぱり直接市民に対する説明責任を――さっきから何度も言ってますけども、果たすべき。そういう声は自治体のほうからも上げてほしいなと。自治体は今からいろいろ聞いて、自治体が判断しないといけないわけで、その判断をした自治体がその説明責任も全部負わされるというのはやっぱりどこかおかしい。

そう考えたら、やっぱり今の質問なんかは、特に国が答えざるを得ない質問なので、そういうものに対しては、国が直接答えてもらうというようなことで、やっぱり国を引っ張らせていくと

いうことが必要なんじゃないかなというのを最後にもう１回だけ質問して終わりたいと思います。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　委員の御指摘のように、国からしっかり説明をさせるべきだということに関しまして、説明の必要性に関しましては、国かどうかは別としまして、我々としましても、市民の方、国民の方に対しての説明というのは必要かなというふうに当然認識をしてございます。

この仕組みに関しましては、やはり国のほうが主体的に制度を設けておりまして、国において判断するべきものというふうに我々としては認識をしておりますので、そういった御指摘の点につきましては、改めて国のほうにも伝えてまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（あわはら富夫）　今ずっと一通り質問させていただいたんですが、やっぱりこれを受けるのか受けないかということについては、いろんな事態――最悪な事態をやっぱり想定をして、そうなった場合に自治体が本当に困らない判断、市民が困らない判断をするんだったら、その余地があるのであれば、やっぱりこれを受けないという選択肢が、私は今の回答を聞いていたのでは、やっぱり今のうちに受けないという判断をしておくことが大事なんじゃないかなということだけ付け加えて、私の質問はちょっと終わっておきたいと思います。

○**委員**（赤田かつのり）　この委員会資料にあります回答というのは、これは不明点に対する回答には到底なってないなと私は思います。国に伝えるべき疑問点というのが、これがしっかり反映されてもないんじゃないかなと思えて仕方がないです。つまり、この回答では全く判断材料になってないと私は思います。

それで、そもそも市民から見れば、この特定利用空港の指定問題については、新聞記事等々でほんの僅か出ただけ、やっぱりちまたでも知らない方が多い。だけど、知れば、どういうことかということで、いろいろと運動が起こっているのも聞いてます。そういう状況があります。だからこそ本当のことを――真実を神戸市民にしっかり明らかにするために、神戸市自身が責任を持ってこれに対処することが何よりも大事だと思うんですけれども、１～２点、この点について気になる点がありますので、質問いたします。

まず、久元市長が４月９日の定例記者会見の中でも述べていますが、また、陳情の第229号でしたかね、ここでも、国が12月末までに神戸市の返答を求めていると。そういう背景の中で、市長は市民に説明すると言ってるにもかかわらず、いまだ一切市民に意見を聞こうともされていませんということで、この市民へ説明はいつされるのか、それを明らかにしてください、明示してくださいというふうに陳情されてるんですが、それに対する先ほどの回答にもなってないじゃないかと思うんですね。この市長からの説明というのは、いつするんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　４月９日の定例市長会見の場で、神戸市として回答する際には、市民の意見をしっかり聞く、あるいは、疑問を感じておられる市民が出てこられた場合には、国からの説明内容を含めた説明をしていくというような発言があったというのは承知をしてございます。

神戸市として回答する際には市民の意見を聞くということにつきまして、今現状、市民の代表である議会の皆様に御意見をお聞きをしたり、あるいはその回答をしていったりというようなことを進めていっているところでございます。

この、いわゆる特定利用空港の取組に関しまして疑問点、意見のある市民の方からも直接我々のほうに質問であったり御提案というようなことも聞いているところでございます。それらにつきましてもしっかり対応を今させていただいているところです。

あわせて、そもそもこういったことが起こっているというようなことにつきましては、ホーム

ページであったり、様々な場を通じて公表をしてきてございます。引き続きそういった点にしっかりと取り組みながら、皆様の御意見も伺いつつ、しっかりと国とのやり取りも含めて皆さんに公表・説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○**委員**（赤田かつのり）　だから、いつするんですかということが私の質問ですが、局長、すみません。

○**河原港湾局局長**　冒頭、理事のほうからも御説明させていただきましたけれども、本年の３月30日に私どものほうとしては国から説明を受けたという状況でございます。翌３月31日には説明会資料を全議員配布しましたし、記者への資料提供など、ホームページでも公表をしてございます。

また、５月18日の経済港湾委員会、それから６月29日の経済港湾委員会、その他本会議でも御質疑を通じて御意見いただいたことにつきまして、国に説明を求めまして、本日を迎えているという状況でございますので、この間しっかりと説明をしているという、そういう認識でございます。

○**委員**（赤田かつのり）　久元市長が記者会見で、疑問を感じておられる市民が出てこられるということであれば、そういう方々に国からの説明、内容を含めての説明をきちんとしていくということになろうかと思いますと答えてるんですよ。そういう記者からの質問に対して、答えるように手だてを打つということを港湾局として全くやる気がないという答弁に聞こえますが、いかがですか。局長、お願いします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　傍聴人に申し上げます。御静粛にお願いいたします。

○**河原港湾局局長**　先ほど部長からも御答弁申し上げましたけれども、本枠組みに対して疑問点・意見のある市民につきましては、所管課におきまして、電話やホームページからの問合せ、また、わたしから神戸市への提案などで寄せられる市民の声を通じて丁寧にこの間も対応してきたと、そのように認識をしております。

○**委員**（赤田かつのり）　神戸市の港湾局のホームページ見ても、聞きたいことに対する答えというのがほとんどない状態、時間も経過している、そういうことなんですよ。３月30日から、あれからどんだけたってますか。もう９月ですよ。国は12月末言うとんでしょう。それやったら――もう半年たってるんですよ。それで、もっと早く知らせる――一番大事なのは、やっぱり市長がこのことに対してしっかり説明をすると御本人も言われてるのに、その手だてを取るという気が全くないという答弁やと思いますよ。

それから、もう１つ、私はこの10市協の回答なんかでも、住民に対する説明については自治体から行っていくことが原則というふうに言ってるのは、全く不当だというふうに思います。

だけど、豊中市では、市議会の空港問題調査特別委員会というところで、オンラインで国が参加した説明が行われているというふうに聞いてますよ。そういう手だてぐらい取ったらどうなんですか。

○**河原港湾局局長**　他の自治体の状況につきましては、すみません、承知はしてございませんけれども、本件にかかわらず、これまでも国には伝えていくべき点を伝えてございますし、適宜不明点等につきましては、委員会の場でありましたり、終わりましたら、終了後にはホームページに掲載をさせていただいているという状況でございます。

○**委員**（赤田かつのり）　だから、市民が求めているのは、戦争に対する不安がある、神戸空港の周辺の住民の方々、環境の問題の不安もある、そういう中で、直接市長に聞きたい、国に聞きたい、そういう声に対して、今の何回も同じことばっかり言われてるけど、それでは、空港を管理

する局として、そういうことでは絶対いけないと思うんですよ。本当にこれね、そういう手だてをしっかり取るということにどうしてならないのか。局長の答弁聞きたい。

○**河原港湾局局長**　繰り返しの御答弁になりますけれども、本取組というのは国の枠組みだというふうに認識をしてございます。ですので、部長からも御答弁申し上げましたけれども、説明会の実施も含め、主体的に国において判断し、必要に応じて対応していくべきものだというふうに認識しております。ですので、先ほど部長からも御答弁申し上げましたけれども、そういった御意見があったということにつきましては、国に対してしっかりと我々としても伝えていくという考えでございます。

○**委員**（赤田かつのり）　国に対して伝えて、それで駄目と言われたらどうするんですか。

○**河原港湾局局長**　それは、先ほども御答弁申し上げましたけれども、国において判断されるものと私は認識をしてございます。

○**委員**（赤田かつのり）　全く主体性がないということだと思います。

それで、別の観点で質問しますが、５月26日の本会議で他会派の質疑に対して久元市長は、国から特定利用空港の指定を受けることを、自衛隊・海上保安庁が円滑に空港・港湾を利用できるようになること、また、必要な整備が促進されることで、災害などの効果的な対応につながるなどというふうに答弁をされています。

それで、公共インフラ整備の取組の基本的な考え方という資料が内閣官房のホームページに掲載をされています。これは別に配られているわけでも何でもないですから、御覧になられている方とそうでない方とか、いろいろおられると思いますが、クリックすれば見れるんですけども、そこで特定利用空港とはどういう取組なのかということを説明しているわけなんですね。その１ページの右下に参考というところがあるんですけども、ここには、国家安全保障戦略2022年12月閣議決定の記述とあるんですが、そこに何て書かれてあるのかということをここで共有しておきたいので、答えていただきたいと思います。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　公共インフラ整備の取組の基本的な考え方、これは国のほうが作成をしている資料でございます。その中に参考ということで、かなりちょっと小さい字にはなっておりますけれども、国家安全保障戦略の記述ということで、総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うというふうに記載がございます。

○**委員**（赤田かつのり）　今お答えいただいた最後の部分なんですね。つまり、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくりを行うと。つまり、平素とか平時と、それから有事は、地続きであるということを国が説明しているのと違いますか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　大変申し訳ございません。国のほうが作っている資料で、そういった意図に関しまして、私どものほうとしては確認をしてございません。

以上です。

○**委員**（赤田かつのり）　確認するもせんも、読めば分かることでしょう。それについての理解、解釈について求めているわけでありますが、ちょっと責任ある方、お答えください。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　繰り返しになって恐縮ですけれども、国のほうの説明資料で私が先ほど読み上げさせていただきました。国のほうがそういう考え方で資料を作成しているというもの

と認識をしてございます。

○**委員**（赤田かつのり）　そんなことやからね、つまり結局、疑問に答えられないというふうに言われてしもたら、市民から見れば、知りたいことも、これは質問ができない、答えることができない、こうなるわけです。やっぱり国側に来てもらって、どういうことなのかということも率直に話してもらうということにもなりますよね。本気になって、国側に来てもらう、あるいは市長に来てもらう、そういうことにもなってくると思うんですよ。

それから、国家安全保障戦略については、中身は読まれていると思うんですが、災害のことについて一言も書かれてないんじゃないですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　一読はしておりますけれども、詳細につきましては、ちょっと現在、記憶にはございません。

○**委員長**（髙瀬勝也）　傍聴人に重ねて申し上げます。傍聴人が発言することは禁止されております。（「毅然と対応していただきたいです。」の声あり）

静粛にお願いをいたします。

なお、指示に従われないときは、委員会傍聴規則第12条の規定によりこの場より退場していただきますから、念のため申し上げておきます。

○**委員**（赤田かつのり）　一言も書かれていないんですね。御確認ください。

ところで、３月30日の説明会で、神戸市から、特定利用空港になることで、戦闘機の運用や弾薬等の危険物の取扱いはあるのかという、そういう質問をされています。それに対して防衛省は何と答えましたか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　手元に今その議事録がちょっとございませんけれども、神戸空港を対象に……。

○**河原港湾局局長**　委員のほうから御質問のございました、特定利用空港になることで戦闘機の運用や弾薬等の危険物の取扱いはあるのかという御質問に対しまして、防衛省のほうからは、これまでも民間空港で戦闘機の利用や弾薬の取扱いをさせていただいており、本枠組みの中で戦闘機等の運用や弾薬等の危険物の取扱いについて調整させていただくことはあるというふうに書いています。

なお、現時点におきまして、神戸空港での具体的な計画はないが、実施する際には必要に応じ、事前に関係自治体に御説明させていただくとともに、訓練等での御利用に当たっては、当該利用が地元住民に及ぼす影響が最小限となるよう努めていくというふうにお答えをいただいてございます。

○**委員**（赤田かつのり）　結局、これ使うということを国側が３月30日の説明会段階で示しているということなんですね。そのことも公表される資料の中で全然明らかになってなかったと思うんですけども、そういうことでしょう。これどういうことなんかと思うんですよね。

大体そんなものが――弾薬、そういったものが、武器や弾薬、それが災害対応と何も関係ないんちゃいますか、これ。明らかに軍事利用やないですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　それが軍事利用ということになるのかどうなのか、ちょっと私どものほうで判断をいたしかねます。

○**委員**（赤田かつのり）　弾薬というのは、例えば防衛省の規格改正票という資料の中でも、これ意味が記載されてるんですよ。目標に向かって発射し、投げまたは設置し、その破壊、殺傷を目的とした飛翔体、爆発物など及びその構成品をいう包括的な用語だと。空包や訓練を目的とした

ものも包含される。例えば、小火器弾薬、火砲弾薬、ロケット弾、ミサイル、爆弾、擲弾、地雷及びこれらに構成される火管、信管、起爆筒、充填物――火薬、爆薬、化学剤などをいうと、防衛省の資料にしっかりと書かれてあることですよ。これは御存じでしょう。どうですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　大変申し訳ございません。熟知してございません。

○**委員**（赤田かつのり）　私これ質問準備する際にたまたま見つけた資料ですから、資料でも分かるんですよ。だから、分かっていただかなきゃならないし、武器や弾薬を平気で持ち込んでくるということも否定もしないし、３月30日段階でそんなこと答えてるんだから、もっとこれはリアルに危機感を持って受け止めていかなければならないというふうに思いますよ。もう１度答弁をお願いいたします。

○**山本理事兼港湾局長**　弾薬についての御質問はこれまでも本会議場でもいろいろ先生のほうからされたということがございますので、弾薬のことに関して我々伏せていたという事実はございません。弾薬についての基本的なスタンスも申し上げてきたところでございます。

つまりは、特定利用空港になって、その際に戦闘機なり弾薬は使うことはあるのかということに対しての答えとして、国からは調整させていただくことはあるというような返事があったと。ここで我々の今の空港におけるルールといたしましては、弾薬は無制限に使えるというわけではなくて、申請によりまして、その弾薬の使用の目的なり、安全性なり、一般の航空機に対する安全性、運航への影響といったものを加味しながら、実際、先ほども申し上げました、最終的な判断としてどこがなし得るのかといえば、国は最終的な判断は空港管理者である神戸市が判断すべき事象だというようなことを考え認め、我々に対して回答されているところでございますので、特定利用空港になった瞬間に無制限に弾薬等が使用されること――しかも、自衛隊の利用につきましても、指定の前後においてその回数なり頻度において大きく変わることはないというのが、国の責任の下に、国がその方向性を明示しているところでございますので、我々はその範囲の中で、総合的な判断といったものは彼らから正式な確認依頼が来た時点でするということになろうかと思います。

○**委員**（赤田かつのり）　別に無制限じゃなくて、一発でも弾薬を使うことはあかんでしょう。神戸空港条例にも使わないと書かれてあったはずでありますけど、そのことを指摘させていただきました。

次、委員会資料でちょっと質問させていただきますが、委員会資料の(４)についてちょっとお聞きしたいと思います。将来にわたって米軍の利用がないものであると考えてよいでしょうかに対して、国側は、円滑な利用に関する枠組みは――ちょっと飛ばしますけども、米軍が本枠組みに参加することはありませんと答えています。

そこで、しかし、先ほどの答弁のやり取りの中でも、国会のやり取りのことも御覧になられてるかと思いますので、お聞きしますけども、2024年５月９日の参議院外交防衛委員会で特定利用空港・港湾における訓練についての質疑がありました。そこで委員が、政府は、特定利用空港・港湾の米軍の使用は想定していないと言いますけれども、日米ガイドラインでも、民間の空港や港湾を有事になれば共用するというふうに規定されています。訓練でも米軍が使用する可能性はないのでしょうかというふうな質問をこの外交防衛委員会の委員が質問されていますが、そのときの防衛大臣の答弁を把握しておられますでしょうか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　大変申し訳ございません。把握してございません。

○**委員**（赤田かつのり）　これは非常に重要なことで、こう答えたんですね。木原防衛大臣が――

当時のね。今回の枠組みについては、我が国の総合的な防衛体制の強化の観点からあくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が今回の枠組みに参加することは想定していませんが、米軍が利用する可能性は考えられますと答弁してるんですよ。

このことは、先ほどの陳情の中でもこのことを指摘された陳情者がおられましたけども、米軍が利用する可能性はあると答えておきながら、こちらの委員会資料のほうの――市民に公開する分です――そこでは、米軍は本枠組みに参加することはありませんと答えているわけですよね。これはおかしいんじゃないですか。どうですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　現時点で正式に国のほうからお答えを聞いているところが、この報告事項のほうに記載させていただいている内容でございますので、本取組の円滑な利用に関する枠組みということに関しまして、米軍が本枠組みに参加することはないというふうに私どもとしては承知しております。

○**委員**（赤田かつのり）　これ２年前の５月の答弁ですよ。今、私御指摘したし、陳情にもありました。

この委員会資料は、今年の９月３日に返ってきたものかな。後からですよ。つまり、国会答弁も踏まえ――でも、大臣がそういうふうに回答してるのに、それにも一切触れずに、こういった回答が返ってきているわけであって、全くこれは市民を欺くものだというふうに思いますよ。改めて確認すべきちゃいますか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　市民を欺くというような御指摘ございましたけれども、全くそういった意図は我々にはございませんので、今御指摘のありました点につきまして、必要があれば確認をさせていただきたいというふうに思います。

○**委員**（赤田かつのり）　国側が市民を欺いている回答になっているから納得いかないと言ってるんですね。

それで、この点については、この同じ委員会で、５月16日に我が党の委員が――山添拓委員が質問したときに、政府参考人がどういった答弁をしたのかということについて掌握してるでしょうか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　承知してございません。

○**委員**（赤田かつのり）　こう答えてます。かねてから米軍はこの枠組みとは別に使用している場合があるということでございまして、本件の制度ができたからといって従前のアメリカの利用の在り方等が影響を受けるものではないというふうに政府参考人が答弁をしてるんです。こういう答弁してるんですよ。この答弁は御存じなかったというふうにお答えになられましたけども、この答弁を聞いて、どういうふうに受け止めておられますか。ちょっと局長に聞きたい。

○**河原港湾局局長**　先ほど来、我々として御答弁させていただいてございますけれども、この特定利用空港・港湾の枠組みといいますのは、我々としては、いろいろお聞きしておりますけれども、この枠組みの中で、自衛隊・海上保安庁以外が使用することはないというふうに聞いておりますので、そのように回答を受けているという状況でございます。

○**委員**（赤田かつのり）　これ確認していただきたいんですけども、こういうことでしょう。今の政府参考人の答弁は、つまり、特定利用空港になったからといって、米軍の利用に影響するものではないということでしょう。つまり、米軍の利用というのは、そんなんもう関係なしで、するんだということを言ってるわけです。

だから、南紀白浜空港の話が先ほど出ましたけども、そちらでは、特定利用空港に指定された

後に、日米豪の合同軍事演習ですか、一環として同空港が利用されたんですけども、そのときの――これは陳情された方もこのこと触れておられましたが、和歌山県知事はこのときにどういう態度で臨んだのかについて、このことは局としてどう承知しておりますか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　新聞紙上等で私どもとして把握した状況は一定ございます。今ここで詳細に御説明することは、今、手元に資料がございませんけれども、一定知事のほうからの御意見というのがあったというのは承知してございます。

○**委員**（赤田かつのり）　要するに、特定利用空港の枠組みに米軍利用が含まれる――利用するならば、座込みを行っていくべきとまで答えているわけですね。特定利用空港の指定に同意した南紀白浜空港ではそういったことが行われ、Ｆ15のタッチ・アンド・ゴーの爆音でそういった抗議声明を出されたことがありました。

もし神戸空港でそういったことが起こった場合を想定するならば、中央市民病院や県立こども病院などの病院群やポートアイランドの住民にも大きな被害が起こってくることになるわけでありまして、こういうことは、本当に許されないことであると思います。

また、2025年４月４日の衆議院の国土交通委員会では、特定利用空港についての、交通委員会の委員からこういう質問がありました。質問があって、質問事項のことはちょっと割愛しますが、政府参考人が、一般論として申し上げればですが、特定利用港湾――空港も同じですけども――であるか否かにかかわらず、米軍船舶につきましては、日米地位協定第５条に基づき、我が国の港湾に出入りするということが認められておりますというふうに答えてるんですよね。空港も港湾も同じ枠組みですから。ですから、こういうように、特定利用空港・港湾にかかわらず、そういった米軍が遠慮なしに頻繁に利用するということになってくるわけですよ。

今日の資料に記載されている回答というのは、この枠組みに米軍が参加することはないと言っているだけであって、米軍が使わないとは言ってないでしょう。どうですか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　この回答につきましては、大前提としまして、特定利用空港に関するルールの中でどういう取扱いがされるのかということについて、私どもとしては国に対して質問をして回答を得たというところでございます。

今、委員御指摘の点につきましては、特定利用空港の考え方の範囲を超えた要素も多分に含まれているというふうに認識をしてございますので、その点について確認はしてございません。

○**委員**（赤田かつのり）　市民の命と暮らしを守る、平和を守るため、その立場から国に対して物も言い、確認をして、事実を市民に提供するという姿勢が、市民と共有するという姿勢がこの答弁の中から全く感じられないなというふうに思います。

要するに、米軍は使わないとは言ってないわけであり、米軍が利用する可能性は考えられると国会の中で防衛大臣が答弁してるんですよ。これが政府の見解じゃないですか。今回、質問の、この委員会資料、国の回答というのは、全くのごまかしであると言わざるを得ません。

次に、委員会資料、（５）に触れておきたいと思うんですが、（５）では、仮に、特定利用空港の枠組みに含まれるかどうかにかかわらず、存立危機事態または重要影響事態が生じた際に、軍隊の後方支援を行うなどの具体的な軍事利用・運用を行った場合、ジュネーブ条約に規定される軍事目標に該当し得るか見解をというふうに書かれていますけども、これは、14通の陳情の中でも、ほんまに軍事目標、軍事利用――ジュネーブ条約で守られることもなくなって、本当に危険だという不安な思いから、そういった陳情たくさん出されました。

そこで、（５）番のこの黒枠ですね、これに対する答えを、ちょっとこれは大事な問題ですので、

ちょっと読み上げていただけますか。

○**笠原港湾局空港戦略部長**　委員会資料の５ページ、（５）の答えを全文読み上げをさせていただいたらよろしいんでしょうか。

ジュネーブ諸条約第一追加議定書第52条２において、軍事目標は、物については、その性質、位置、用途または使用が軍事活動に効果的に資するものであって、その全面的または部分的な破壊、奪取または無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限ると規定されています。一方で、特定利用空港の枠組みに含まれるかどうかにかかわらず、実際に存立危機事態または重要影響事態に該当するような事態となった場合において、我が国の空港や港湾が軍事目標として該当するか否かについては、一概にお答えできないものと認識しています。

○**委員**（赤田かつのり）　一概にお答えできないということは私もすごく問題やと思ってまして、これでは、実際に武力紛争が生じてみないと分からないということになりませんか。

○**山本理事兼港湾局長**　少し申し上げますと、今、部長のほうから国の回答を読み上げさせていただきましたですけども、少し重要だと思っているところを私も重ねて言わさせていただきますと、ジュネーブ諸条約における軍事目標は――少し飛ばします。その時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限ると規定されているというようなところを国は引用してきております。

ですから、その時点における判断なんだというようなことを引っ張ってこられながら、だから、特定利用空港の枠組みに含まれるかどうかというのは、その時点における状況を見ないと、該当するか否かについては一概にはお答えできないという答えの構成なのかなというふうに私は思ってございまして、それは、当然ながら、平和を求めている気持ちに変わりございませんし、戦争に対する避けるべきだという気持ちに変わりはございませんけれども、一般的な見解として、軍事目標とは、ジュネーブ諸条約でどううたわれているかということを客観的に事実を押さえ、その時点における判断なんだ、だから、特定利用空港においてグレーゾーンの事態が発生したとしても、そのグレーゾーンにおける当該事象を鑑みなければ一概には言えないというような答えといったものは、私は、国はそれほど不誠実な回答をよこしてきたのではないなというふうには感じております。

以上でございます。

○**委員**（赤田かつのり）　だから、つまり物すごい曖昧な状況になってるわけであって、だからこそ市民はすごく不安を感じるんです。感じるということはまず言えると思います。

それから、その時点というのは、結局、国がどう判断するかということになりますから、これが今のこの政権の下で、本当に戦争国家づくりに国民全体が巻き込まれるという流れになったときに、本当にこれは神戸空港が特定利用空港に指定されたら、なおのこと危険な状況にさらされるということにしかならないと思うんですね。だから、まだ受け入れているわけでもない――まだ時間があるわけです。だから今きっぱりと断るべきじゃないかという立場に立つべきではありませんか、改めてお聞きします。

○**山本理事兼港湾局長**　まだ正式な確認依頼が来ているわけではございませんけれども、今我々の立場といたしましては、それを判断するに当たりまして、我々自身が不明と感じるようなこと、また、こういう議会を通じまして、いろいろ御指摘いただき、我々が必要だと、もう１度ここの部分については国に確認すべきだというような事象が起きれば、また、市民からもそのような声が出されれば、我々は変わらず、国に対して、解釈なり見解というものをお聞きしていきながら、

総合的な判断の下にこの案件について取り組んでいくということのスタンスに変わりはございません。

○**委員**（赤田かつのり）　国側の回答が――極めてこれは不正確な回答しかしていない。国会答弁の食い違いもある。曖昧なものもある。そして、議会だけじゃない、やっぱり市民がこのことにすごく、知れば不安を感じる。知らない方も圧倒的に多い。だけど、その中でずっと進められていくという、こういう危険な状況にあるわけですから、本当にこれは説明、市長が直接説明をするといえば、国に来てもらうというか、これを絶対つくらなければいけないということを、今日の議論を通じて、多くの傍聴者の方も、この動画を見られている方も強く思ったんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、港湾局の関係分に関して御質疑はございませんか。

○**委員**（岩谷しげなり）　お願いします。今回、繰越しの分で、新しい港務艇のものが含まれているというふうに説明でお聞きしたんですけれども、現在もきくすいという港務艇を運用されているんですけれども、なかなか市民の皆さん、御存じの方は多くいらっしゃらないと、少ないというところで、まずはどういう業務を行っているのかという点について。あとは、ふだんから頻繁に運用されてるのかという点についてお聞きしたいと思います。

○**和泉港湾局副局長**　港務艇の業務についてということでございますが、現在、港湾局では２隻の港務艇を保有しております。１隻は、今委員からお話のありました、きくすい。今回リプレースの対象となっております。それともう１隻、竜王という船がございます。

この港務艇きくすいは、1993年の竣工以来、30年以上経過したことから、今回のリプレースに当たって、水素燃料電池を搭載したハイブリッド型の新船の建造に現在着手しているところでございます。

業務内容でございますが、今回リプレースするきくすいの主な業務内容といたしましては、神戸港内の巡視、それと、出入港船の警戒監視。例えば、具体的に言いますと、クルーズ船が出入港するときに警戒に当たったりすることなどがあります。また、流出油、油の事故があった際に、調査をしたり処理をすると。これは各関係機関と一緒に合同で担うということをしております。また、台風とか大雨の後に、結構、港のほうには流木とか浮遊物が押し寄せますので、そういうものの回収をしたりとか。あとほかにも、来港者の視察案内でありますとか、あと、また港湾局でもやっています神戸港のカッターレースですとか、みなとＨＡＮＡＢＩ、そういうイベントのときの警戒に当たったりとか、そういうような業務をしているところでございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　今るる御説明いただいたんですけれども、神戸市が保有しているのが２隻というところで、大体これらの業務ってこの２隻で足りるという感じ、カバーできているという現状なんですかね。

○**和泉港湾局副局長**　今現在、２隻でそういう巡視活動なり――もう１つの竜王という船は給水作業という別の業務ありますけれども、この２隻で担っているということでございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　今回、新しい港務艇ですので、こちらは事前の説明で全部で10億円かかると、総額10億円ということでお聞きしてるんですけど、これだけ今ちょっと建造が遅延してい

る理由というのを教えていただきたいと思います。

○**和泉港湾局副局長**　主な遅延理由といたしましては、導入を検討しておりました水素燃料電池メーカーが開発スケジュールを見直したことに伴いまして、採用する燃料電池メーカーを変更したことが最大の遅延の原因でございます。

　このメーカーの変更を受けて、出力・重量・冷却方法及び船体設計に影響するサイズを考慮して、要求仕様に見合う水素燃料電池を選定する必要や、選定後の機種にかかる国交省等の関係機関との協議などが生じて時間を要したものでございます。

　現在、新たに導入を決定した水素燃料電池については、製作及び国の検査を無事に終えて完成をしたところでございます。また、その他の主要機器につきましても、順次製作を進めておりまして、併せて船体の詳細設計も実施しております。

　今後は水素を取り扱う運用マニュアルの作成に向けたリスク評価を実施した上で船体建造に着手する予定でございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　先ほども申し上げたとおり、総額10億ということで、ぱっと聞いた感じかなり高額だなとは思うんですけれども、高額になっている理由というのはどういうところですかね。

○**和泉港湾局副局長**　先ほど申し上げました、やはり新しいテクノロジーである水素、また、この港務艇というのは、バイオ燃料に対応したディーゼルエンジンによる航行と、あと水素、大型バッテリーからの電力のみで航行することができるような新しい次世代型の船であることから、そういう金額になっているところでございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　以前、一般質問のほうでも、神戸は水素エネルギーを推進しているということで、これまで過去約10年ですか、水素推進施策をやってきたと。多額の市税も投入してきたというところで、効果分析してるんですかという趣旨の質問をさせていただいたんですけれども、今回の新しい港務艇に関しても、ちょっとそこら辺の費用対効果のところをどう考えてらっしゃるのかなという点についてお聞きしたいと思います。

○**和泉港湾局副局長**　今度の新しい港務艇につきましても、基本的には現行のきくすいと同じ業務に従事することを想定しております。そういった中で、費用対効果ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、かなり新しい技術、また水素を扱うということで、特に港務艇の費用というのは燃料費が大きいところでございますので、新しい港務艇では、水素燃料であるとか、バイオ燃料といった環境に配慮した新しい燃料も組み合わせながら、そこで若干のコストというのは上がるところもあるんですけれども、経済性と環境性、その両方をにらみながら最適な組合せについて検討し、費用対効果というものも探っていきたいと考えております。

○**委員**（岩谷しげなり）　後でお聞きしようと思ったランニングコストのところ、先にお答えされたので関連して聞きたいんですけど、燃料費――ディーゼルにするのか水素にするのかと、経済合理性の観点と、あと環境配慮の観点から、どういうミックスが適切かというところで考えていかれるというお話なんですけど、これ以外にもいろいろ水素艇って、調べるとお金かかるみたいで、例えば、何か水素タンクの法定検査費用とか、あと、定期的な交換が必須となるもろもろの特殊機器とか、メンテナンスコストみたいなのがかかると。今回、水素艇にするということで、これらいろいろランニングコスト全部含めたライフサイクルコストみたいな、そういう試算というのは、港湾局のほうで行ってらっしゃるんですかね。

○**和泉港湾局副局長**　今現在、作成しているところでございますので、今後、実際に運航しながら、

今委員がおっしゃった経済性だとか環境性、その辺のバランスを見ながら、最適な組合せについては考えていきたいと考えております。

○**委員**（岩谷しげなり）　まさに走りながら考えていくというところだとは思うんですが、ちょっと戻って、建造費10億円というところで、水素推進というところで、やっぱり水素艇にするという必要性、そこら辺はＰＲみたいな、ポートセールスとかに当たっての、そういう点で今回、10億かけて水素艇を造られるというところなんですかね。

○**和泉港湾局副局長**　今委員がおっしゃった環境に配慮されたエネルギーを使うということで、それを市民にもＰＲしていくということもありますし、それを建造することによって新たなまた建造技術というものも生まれてきますので、そういうことに貢献していきたいという観点から今回の策定に当たっております。

○**委員**（岩谷しげなり）　ちょっと今の御答弁がなかなか分かりにくかったんですけど、市民へそういう環境のところを神戸市は重視してるんですよというところと、あともう１点なんでしたっけ。

○**和泉港湾局副局長**　今、水素艇というのは実はあまり、国内でも少ないんですね。実際には国内で２隻、３隻ぐらいしかなくて、小型艇で今回のようなディーゼルと水素を組み合わせてやる、また別々での運航もできるというのは小型船では初めての取組になります。こういう取組を通じて、新たな技術とか、そういうものもきちんとこういう業界、港湾業界も含めて構築していくということも１つの目標として考えております。

○**委員**（岩谷しげなり）　冒頭の質問のほうに戻りますと、今の港務艇がこれまでも頑張ってきてらっしゃって、しかしながら、なかなか市民の人たちに見える機会とかも少ないというところで、今回、10億かけて水素艇を造るというところですから、どうやって市民の認知度とか、何か神戸市、水素バスみたいなものも走らせてますけど、あれもかなり高額で走らせてるというふうに聞いてるんですけど、今回も10億かけて水素艇を走らせるというところで、市民に対して、どういうふうにアピールしていくとか、そこのところお考えありましたら、お聞きします。

○**和泉港湾局副局長**　まさに今現在検討しておりまして、できた暁にはいろいろと市民ＰＲもしていきたいと考えておりますが、今考えておりますのは、船の建造過程や試運転の様子などの動画配信でありますとか、市民向けの船内見学会。これらに加えまして、例えば、小・中学生を対象とした乗船体験会。この中でも特に職員とマンツーマンで操船体験をするとか、あと主要機器の操作体験など、そういうものをできればしたいなというふうに考えてまして、これらを通じて、海事人材の育成であるとか環境問題について一緒に学ぶ場の提供をしていきたいというふうに考えております。

○**委員**（岩谷しげなり）　ありがとうございます。国のほうも、神戸市のほうも、ずっと水素推進社会というところでかなりアピールしてるんですけれども、やっぱり私は、水素というのは、その分のお金がかかると、コストがかかると。まだまだ技術的にも確立してないし、技術が確立したとしても市場競争で勝てるかまだ分からない段階であると。そこにやっぱり税金を投入していくというところが、きちんと重みを感じていかないといけないと思っておりますし、本会議のほうでも私聞かせていただいたのは、神戸市ってＥＢＰＭという言葉が最近すごい好きで、ある施策とか事業、どういう因果関係働いてますかとか。これを分析してきます、データに基づいてとか。そういうふうによくおっしゃるんですけど、この水素推進施策、いろいろ税金投入されているけれども、ＥＢＰＭによる分析されてるんですかといったら、それはされていないということ

で、ＥＢＰＭ推進というのも、最近ちょっと有名無実化してるんじゃないかなという懸念もあるんですけれども、今るる御答弁いただいたように、今回、水素エネルギーで船を造るということで、それが対外的なアピールにもなるかもしれないし、新たな技術の云々というふうにおっしゃってたんですけど、やっぱりランニングコストの――今後、試算とかも含めて、やっぱり経済合理性のところもよくよく考えていただいて、何を目的にしているのかというのが、今の議論でもちょっとよく分からなかったし、そこをできるだけ明確にしていって、やっぱりそれは市民に対しても、議会に対しても、説明責任のほうを果たしていっていただきたいということを要望しまして、私からの質問を終わりたいと思います。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、この際、港湾局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　他に御質疑がなければ、港湾局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

次の文化スポーツ局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしますので、御了承願います。

（午後２時53分休憩）

（午後２時59分再開）

（文化スポーツ局）

○**委員長**（髙瀬勝也）　ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより文化スポーツ局関係の審査を行います。

それでは、議案１件及び報告事項２件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**三重野文化スポーツ局長**　文化スポーツ局長の三重野でございます。着座にて失礼いたします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　着席されたままで結構です。

○**三重野文化スポーツ局長**　それでは、議案１件、報告２件につきまして御説明申し上げます。

経済港湾委員会資料の１ページを御覧ください。

予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、文化スポーツ局関係分について御説明申し上げます。

１歳出予算の表の中ほど、補正額欄にございますように、第３款市民費、第１項市民費、第２目市民文化費において、高校生世代への支援（部活動における環境づくり）に伴い1,000万円を増額しようとするものでございます。

２ページを御覧ください。

高校生の部活動に対する支援（市立文化施設・体育施設の無料化）についての概要を掲げております。

１．支援の対象は、市内高校等の部活動。

２．支援の概要は、高校生の部活動で公共施設を利用する場合の利用料を全額免除いたします。

３．利用料を免除する施設については、文化施設は、各区文化センターや神戸文化ホール等、体育施設は、各区体育館や王子スポーツセンター等でございます。

４．補正予算は、免除した利用料について指定管理者へ補塡するための経費として1,000万円を増額しようとするものです。

３ページを御覧ください。

報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、文化スポーツ局関係分につきまして御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、100万円未満は省略させていただきます。

表の中ほど、翌年度繰越額欄に掲げておりますとおり、第３款市民費、第１項市民費において、北区文化センター再整備で14億3,100万円、新・神戸文化ホール整備で10億4,800万円、旧ハンター住宅・旧山口邸整備で6,500万円、北図書館再整備で６億4,600万円、三宮図書館整備で8,600万円、王子弓道場等整備で２億1,000万円、東灘体育館再整備で2,500万円、第２項施設整備費において、文化施設改修で13億3,200万円、中央図書館施設改修で9,700万円、博物館施設改修で2,700万円、スポーツ施設改修で３億200万円、公民館施設改修で6,800万円、合計53億4,100万円をそれぞれ工程調整等のため繰り越したものでございます。

４ページを御覧ください。

報告事項、東灘体育館再整備基本計画策定について御説明申し上げます。

１．経緯について、神戸市立東灘体育館は、多くの市民に親しまれる一方、建設後50年以上が経過し、施設の老朽化が進むとともに、他の地区体育館と比較して床面積が狭いなど、利用者ニーズに十分に応えられていない状況にあります。

こうした背景から、建て替えに向けて、現在、再整備基本計画の検討を進めており、このたび計画案について市民意見募集を行います。

２．計画案の概要について、（１）施設の方向性、開かれた緑のスポーツパークという方向性の下、①スポーツ機能の充実、②体力づくり・健康づくり機能の充実、③交流・コミュニティ機能の充実等、６つの基本方針を掲げております。

（２）施設内容について、延べ床面積を現在の1,499平方メートルから約3,000平方メートルへ拡大する予定です。概算事業費は約30億円、供用予定は2032年度を予定しております。

３．今後のスケジュールについて、2026年９月18日から10月19日まで、計画案に係る市民意見募集を実施し、2026年11月から12月頃に市民意見募集への回答及び計画の公表を予定しております。

５ページ、６ページには、東灘体育館再整備基本計画（案）の概要版を掲げておりますので、後ほど御参照ください。

また、別冊として、東灘体育館再整備基本計画（案）の全文をお配りしておりますので、併せて御参照ください。

以上、議案１件、報告２件につきまして御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（髙瀬勝也）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、文化スポーツ局の関係分に関して御質疑はございませんか。

○**委員**（門田まゆみ）　高校生の部活支援についてお伺いをいたします。

まず初めに、若い方の活動を後押しするということに対して、大いに賛成する立場であるということを前提に質問させていただきたいんですけれども、今回の補正予算の議案で、高校生の部活動に係る施設利用料の無料化ということで1,000万円が計上されているわけですけれども、対象がスポーツ施設・文化施設両方ということで、人気施設に利用が集中した場合、今現在であっても人気の施設というのは、一般市民の方もなかなか当たらないんだという心配をされている方がやっぱりいらっしゃるんですね。今回のこの無料化によって、申込みが過度に増える可能性があるのか。また、あるいは、事前の説明では、抽せんになるので、今の利用者の方を押しのけてまで高校生に使わせるものではなく、同じように抽せんをした上で当たった高校生たちには無料になるんですという御説明を受けてはいたんですけれども、抽せんの倍率というのは必然的に上がるんじゃないんかなというふうにもちょっと心配をしております。一般市民の利用の阻害にならないかという点だけはちょっと確認させていただきたいと思います。

○**三重野文化スポーツ局長**　文化・体育施設の利用状況につきましては、利用率の高い施設もあれば低い施設もございまして、一般的に体育館の利用率については80％を超えるという、そういった状況にはなっております。

御指摘のとおり、今回の施設の利用料免除によりまして、これまで利用を控えていた高校の部活動が新たに施設を申し込んで抽せん倍率が上がることは想定されると思います。ただ、部活動を優先して――先ほど委員のほうからも御説明いただいたように、部活動のほうを優先して利用されるのでなくて、他の利用者と同様、あくまでも公平に抽せんをするという形にはさせていただいているところでございます。

今回の施策は、施設利用料を免除することで、高校の部活動の経済的な負担を軽減できればということで提案させていただいたところでございました。その結果、実際どれだけの利用する部活動が出てきて、ほかの利用者に影響を与えるのか、ちょっと今現時点では正直やってみないと分からないというところもございます。この点につきましては、内部でも議論はしてたんですけれども、まずはやらせていただいて、状況を見極めたいというふうに考えております。その状況によっては、一定の制約を設ける――回数制限になるかどうかはまだ何も決まってない、これからですけれども――そういった制約を設けるような必要な対応を生じる可能性はあると思っておりますので、それは状況を見ながら判断していきたいなというふうに思います。

以上です。

○**委員**（門田まゆみ）　ありがとうございます。始まってないことですので、これからどうなるのかということかなと思うんですが、高校生定期券の無料化の際にもどうなるのかなと思ったら、案の定、すごいことになったということもありましたので、今後、市民の方もその施設を使って、文化、あるいはスポーツ活動をしたいというふうに思ってらっしゃる方もいらっしゃいますので、もし抽せん倍率があまりにも上がっているとか、申込みが過多になってきてるということであれば部分的に見直しをしていただけるということですので、見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　次に、報告事項、東灘体育館再整備基本計画策定に係る市民意見募集の実施について御質疑はございませんか。

○**副委員長**（三木しんじろう）　ちょっとお聞きしたいんですけど、東灘体育館は、ここの説明にあるように、築50年以上経過しているということですけれども――再整備のタイミングというのは、財源が限られてますので、計画を立ててやっていく必要があると思うんですけれども、東灘体育館より古い体育館もあると思うんですけれども、どういうふうに長寿命化とか再整備を進めていくかという、何かこう、どういうお考えがあるのかお聞かせいただきたいんですけど。

○**南部文化スポーツ局副局長**　令和８年３月に、神戸市行財政局の資産活用課が、第２期となります神戸市公共施設等総合管理計画というのを定めております。これは10年間の計画になってございます。その中で、維持管理・更新・配置面の３つ。維持管理、いかに賢く使って長く使うかということ。あと更新する際に、市民ニーズに合っている施設になっているのか、統廃合の必要がないのか等。あと配置面、これも更新した後に本当にバランスよく配置されているか等。これを最適化を進めていく必要があるよということを示されています。

我々、体育館を各区にそれぞれ配置をしておりますけども、まずは施設を賢く長く使うということで、引き続き効果的・効率的な管理であったり、計画的な改修によって長寿命化をするということになろうかと思います。

あと、市民ニーズ――今回、東灘体育館なんかですと、建物が老朽化している、あと施設が狭いということで、なかなか利便性の観点で課題があるということがございました。そういった市民ニーズであったり、利用の頻度が非常に高うございますので、施設を止めて更新するのが本当にいいのかどうか等ございますので、建て替え用地が出てくるのかどうか、そういったタイミングを勘案しながら施設の更新ということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　ちなみになんですけども、東灘体育館以外で、例えば、再整備とか、老朽化対策とか、先ほどおっしゃった市民ニーズも踏まえたところで、こういう計画を考えられているところが次から次とあるのか。もし何かあるようでして教えていただきたいんですけど。

○**南部文化スポーツ局副局長**　建物を建て替える更新という意味では、東灘体育館以外ですと、ポートアイランドスポーツセンター、前回、常任委員会でも御報告させていただいております。――が１つございます。その他につきましては、例えば、中央体育館につきましては、これまでしっかり軀体調査をしまして、さらに長期間使えるかどうかという検討をしていこうということで予算をいただきまして、今年度、軀体の調査をしております。そのほかにつきましては、今具体的な動きというのはございません。

以上でございます。

○**副委員長**（三木しんじろう）　老朽化というか、古いところとか壊れたところとか雨漏りしているところというのは当然直していただいていると思うんですけれども、長い目で見て、再整備したほうがいいのか。例えば、先ほども言っていただいたように、市民ニーズとちょっと離れているところを、さらに利用率を上げていくために変えていくのかということも踏まえて、僕は考えていただくことも重要だと思いますし、また、各区にある体育館に関しては、ちょっと老朽化しているとか使い勝手が悪いというお声も、皆さん、各委員も聞かれていると思うんですけれども、何を求められているかといったら、これいつ直るんかというのがよく分からないと。

今おっしゃったように、中央体育館なんかは、今後、視野に入れるというお考えも言われてましたけれども、須磨体育館とかその辺も古いと思うんです。ですので、ロードマップじゃないで

すけれども、一定の考えを考えられたときに、やっぱり市民・区民の方に御説明いただきたいと思うんです。それは少し前倒しでも計画自体発表していただくことは可能なんでしょうか。

○**南部文化スポーツ局副局長**　計画が固まりましたら、市民の方々からの要望も強うございますので、できるだけ早くお知らせするということを取り組んでまいりたいと思います。

ただ、なかなか予算の限りもございます。体育館が老朽化していて、市民の方からの御意見もいただいているということでございます。我々、予防保全といいますか、まず、きめ細かな点検をやる。早期に問題点とか課題を把握するということ、不具合の発生前から何らかの形で計画修繕するとか、そういった予防保全に取り組みながら、長寿命化を図りながら、コスト削減しながら、市民の方々が安全・快適に利用していただけるようにまずは努めてまいりたいと思います。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、この際、文化スポーツ局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員**（森田たき子）　すみません、２点お伺いしたいと思います。

１点目、市内の文化センターのトイレの洋式化、この件ちょっとずっと取り上げさせていただいているんですけれども、市内の文化センター13施設ありまして、個室トイレが合計で331ということで、うち和式のトイレがまだ82あります。指定管理者の神戸市民文化振興財団、ここが毎年行っています利用者アンケート、ここでも洋式化への要望はもう年々強くなっているというふうに伺っていますが、このたび、西区の文化センターについてはこれから着手をするということで、ホールの大規模改修と一緒にやっていただけるというふうになってるんですけれども、各文化センターのほかのトイレの洋式化の改修計画というのは、以前、検討するというふうに言っていただいたと思うんですけれども、具体化をされていっているのかどうか、お答えください。

○**出石文化スポーツ局副局長**　文化センターのトイレについてという御質問でございましたけれども、現在、トイレの洋式化につきましては順次進めていっているところでございます。先ほど西区文化センターの話がありました。これは来年度取り組んでまいりますけれども、今年度に関しましては、北区のすずらんホール、今改修中ですけれども、ここのトイレ10か所、洋式化を進めているところでございまして、今お話ありましたけど、残る和式トイレにつきましては66か所という形になってございまして、まだ残り２割ほど残っているという状況になってございます。残りのトイレのほうも順次洋式化を進めていこうと考えてございまして、予算という問題もありますけれども、大体２年から３年をめどに全てのトイレを洋式化していきたいと考えてございます。

○**委員**（森田たき子）　本当に文化センターは毎日多くの市民の方が御利用いただいているセンターですので、トイレの洋式化というのは、2022年度からもう棚上げされていて、本当に市民の皆さんにずっと御不便をおかけしてきたということですので、文化センターのトイレは本当に多くの皆さんが気持ちよく利用できるみんなの場所、そして、公共の場所というふうにしっかりと位置づけて、改修を早期にしていただきたいと思います。

これをいつまでに全ての文化センターのトイレ洋式化を完了させるのか。順次だというふうにお答えいただいたんですけど、その点いかがでしょうか。

○**出石文化スポーツ局副局長**　先ほどもお話はしたんですけども、予算の状況にもよりますし、単に和式のトイレを洋式化するというところもございますけれども、やはり文化センターも老朽化が進んでいますというところもありまして、美装化といいますか、全面的にトイレをやり替える

ところも、当然、必要なところもございますので、その辺り予算の状況を見ながら、２年か３年のうちに全てのセンターのトイレを洋式化していきたいと考えてございます。

○**委員**（森田たき子）　青少年文化センターのような、あのような立派なトイレまでいかなくても、本当に早期に切れ目なく洋式化をしていただくことを再度求めたいと思います。

２つ目ですけれども、神戸文化ホールの中ホールについてお伺いをしたいと思います。

先日、2028年３月に文化ホールの中ホールが閉館することになれば、活動や鑑賞の場を長期間失うことになるということで、18団体の利用者の皆さんが、ホールの継続利用を求めて要望書を市のほうに提出をされています。我が会派のほうにも提出をされた要望書、そして538通の市長への声、そして文化ホールで公演された各劇団からのメッセージ、こういった資料もいただきました。神戸市の新・神戸文化ホール整備基本計画、ここに新しい中ホールが整備されるまでの間、現中ホールは引き続き御利用いただけるよう運用することで機能維持を図りますというふうに明記をされている。しかし、これを一方的に方針転換をされてしまった利用者の皆さんが、市民の文化活動を停滞させることは断じてあってはならないんだということで、いまだもって納得ができない。こういう状況が続いています。利用者の皆さんに対して、まず、私は話合いの機会を設けて、丁寧に説明をしていただくべきだというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○**出石文化スポーツ局副局長**　今お話がありました演劇団体に関しましては、要望活動を行っていることは我々も承知しておりますし、直接我々もお話しする機会もございますし、今回に関しても直接御要望をいただいているところでございまして、都度都度その辺り、こちらの状況、御質問も受けてお話しをさせていただいておりますので、その辺りコミュニケーションは取らせていただいているという状況でございます。

○**委員**（森田たき子）　要望書の中にしっかりとその辺のことが記されていると思いますよね。ですから、利用者団体の方、その関係者の方含め、非常にまたこの辺心配もされてますし、今後どうなるんだということなので、やっぱりその都度というよりかは、ちゃんと神戸市としての見解を述べてほしい、一緒に話合いの場をつくってほしいというふうなことで、ぜひ説明する場を設けていただきたいと思います。

中ホールは引き続き利用できるようにするというふうに公表した文書――これ先ほどの基本計画ですけども、今もそのままなんですよね、いまだ。これに対して責任は果たすべきだと私は思うんです。

神戸文化ホールが1973年開館以来、53年間果たしてきた役割、そして存在価値、これについては、局はどのような認識を今持たれているのか、お伺いしたいと思います。

○**出石文化スポーツ局副局長**　中ホールにおきましては、53年間ということで、非常に使いやすいホールだという御評価もいただきまして、皆さんに御利用いただいているところですけれども、今まで何度もお話はさせてもらってますけど、かなり建物の老朽化、設備の老朽化ということも進んでございまして、令和10年３月に大ホールと中ホールも閉館するという形になってございます。この辺り、当初、続けて中ホールも御利用いただけるというようなお話もありましたけれども、このような結果に至っているということでございまして、閉館後、市民の方々の文化芸術を発表する場をやはり一定確保していくことは必要であろうと我々も考えているところでございまして、まず１つ、今検討を進めているのは、民間の施設と連携したり活用したりということで、代替施設として確保していくようなことなんかも今検討を進めておりまして、民間ホールのヒアリング等々も進めております。それとまた、この６月ですけれども、中ホールを御利用いただい

ている方にも、今後の利用等々についてアンケートを実施してございます。そういう中で、代替施設の検討にあたってどのようなお考えをお持ちかということでございますけれども、やはり収容人数であるとか、立地であるとか、あるいは利用料金――金額の差が当然ございますので、その辺りのこととか、あとは舞台の大きさとか、いろいろ気になることもたくさんアンケートでいただいておりますので、こういった利用者のニーズなんかの要望も踏まえまして、何らかの対応策を今検討中でございますので、その辺り、方針が決まれば、団体の方にもお知らせしたいと思いますし、公表もして、御利用の仕方というのはお伝えしていきたいなと考えてございます。

○**委員**（森田たき子）　代替施設の関係、今おっしゃっていただいたんですけど、私がお聞きしてきたのは、53年間果たしてきたこの文化ホールの役割、存在価値というものについて、どのように認識をしているのかというふうにお聞きしたんですけれども、ここを開館当初から利用されてきた劇団の方は、理想的な劇団ホールとしてその名が全国に響き渡って、そこで上映できる栄誉と喜びは何物にも代え難いものがあると。先駆的な役割を果たされてきた、本当に歴史を感じていましたというふうに非常に評価をいただいています。文化ホールのその歴史的価値を継承して、神戸文化の活性化に今本当につなげていかなければどうするんだというふうに私は思っています。

３月に開かれた委員会で、赤田議員の質問に対して、閉館する理由として、先ほども言われましたけど、施設の老朽化の状況があるんだと言われていましたけれども、調べてみましたら、日本各地には、築50年以上の劇場・ホールは全体の14.4％あって、長寿命化改修で既存施設をちゃんと生かしながら、大規模改修を行って、公共文化施設を延命して使っていくという、こういう流れが一方では進められています。

私、神戸文化ホールもやっぱり同じ対応をするべきだというふうに考えるんですけども、この点いかがでしょう。

○**出石文化スポーツ局副局長**　長く使っている、そういう判断に至っている自治体もあるかと思いますけれども、14％というお話ございましたけれども、神戸市の判断としましては、何度も話をしておりますけれども、やはり設備の老朽化も非常に激しいというのが１つございます。これを引き続き使っていこうとしますと、何度もこの話もお話ししておりますけれども、やはり改修費がかなり、10億円以上かかるということと、それからやっぱり年単位でお休みする必要があるということでございますので、建物も50年以上でございますけれども、やっぱり建物も耐用年数というのが一般的にございますので、それを考えると10年程度ということになりますので、その辺りをやっぱり費用対効果ということでいろいろ考えたところ、やはりこの建物を改修して使うのはなかなか難しいと判断をしたところでございます。

○**委員**（森田たき子）　老朽化は非常に大変な状況になっているということなんですけど、代替施設もなかなか今苦労されているという状況の中で、今すぐ差し当たってのところが見つからないというような状況もあるという中で、すぐに潰していかなあかんのや、何かそういうふうに言ってしまっているように聞こえるんですけども、まだ使えるのにという思いもあるんですよね。

神戸文化ホールは、やっぱり舞台空間とか、舞台袖の広さ、搬入経路、楽屋への動線、また、観客と舞台との距離。そういう演劇をつくる側、見る側、双方にちゃんと配慮されていると。そして本当に群を抜いた演劇環境を整えたすばらしいこういう劇場だということなんですね。だからこそ今、当局のほうも代替施設、料金の問題も含めてですけども、非常に大変な思いされてるんじゃないかというふうに思うんですよ。

いろいろ調べると、1929年に建てられた日比谷公会堂、ここは大規模改修をして継続的に使用

することを選択しました。また、大阪の松竹座、あそこも今100周年。現在、建て替えを行っていますけど、100年もたせたんですよね。その建物がどんな価値があるのかという点で捉えて存続をさせていこうと、こういう方向でちゃんと予算化もしていく。こんな事例、先ほどから言ってますけども、たくさんあるんです。

今、これだけ高い評価のある神戸文化ホール、こういった施設はしっかりと守っていこうという、そういう使命感というのが文化スポーツ局に今問われてるんじゃないかと、改めてお聞きしますが、いかがですか。

○**出石文化スポーツ局副局長**　現在の中ホール、50年にわたって御利用いただいて非常に評価いただいているということは私も承知をしているところでございます。できればそれを使っていくという選択肢も１つとしてはあったかと思うんですけれども、やはり設備の老朽化というのは進んでおりまして、今は再来年の３月まで使うということで、日々不具合がありますけれども、いろいろ修繕もしながら進めているというところでございますので、何とか今使っている状況ですので、やはりこれについて長寿命化していくというのは、なかなか費用対効果の観点からすると、我々としては、閉館してということで考えてございますので、その辺りについては御理解いただければと思っています。

○**委員**（森田たき子）　なかなか理解できないんですけど、やっぱり先ほど言われたように、選択肢はあったかなと思いますということで、何とか使ってると、何とかまだ使えるんですよね。それで、２期工事というのについても、今何も具体的に進んでいるという状況にはないんですね。本当に棚上げ状態に今なっているんじゃないかと思います。

さらに、資材価格、人件費が高騰している、そういった中で、2028年閉館ということで期限を区切るのではなくて、初めに言いましたけども、やはり利用者の皆さんの意見を丁寧に聞いて、そして皆さんの思いを大事にしていただいて、そしてこの文化ホールの建築性、機能、その健全化、そして劇場機能の時代ニーズへの対応というもの、そういったこと、さらにその価値を高めていける、そういう文化ホール、こういった存続を求めて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

○**委員**（あわはら富夫）　ちょっと今の中ホールの関係なんですが、うちも本会議で、うちの香川さんが質問したり、この場でも何回か質問させていただきましたけれども、本当は中ホールを存続していただいたら一番よかったんですけれども、2028年で閉館と。演芸をやっておられる皆さんが一番長く続けてこられて、しかも次の予定を入れ込んでいくにはもう期限が大分迫ってきてるという話も聞いてまして、当局のほうは、利用できるようにしますと言うてた約束がある以上、今回、2028年で止めるようになったけれども、代替を何とか世話しないといけないということで、具体的な話が始まってるという話今聞きました。

ただ、費用面の問題だとか、本当に対応できるのかという課題が残されていると思うんですが、１つは、神戸市内だけではなくて、少し、西宮とかも含めてちょっと広げていくようなことも一緒に検討されているのかどうかということと、それと、結構その機能を持っているところというとある程度限定されてきて、新神戸オリエンタルのホール、あれがある程度演芸なんかをやれる機能を備えているというふうにも聞いてるんですが、ただ多分あそこだったら利用料が結構高いのかなと。ただ、使用頻度を見ると、それほど高いというふうにも思えないので、かなり交渉によっては費用面を削減できたりというふうなことも可能なのかなというふうに思いまして、その

辺どれぐらいの話が、今こんなところで言えないという内容もあるかもしれないけど、ただ、期限がかなり迫ってきてるんじゃないかなと思いますので、その辺どういうふうな話になってるのか、ちょっと今日報告できる部分だけで結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○**出石文化スポーツ局副局長**　お話しできる範囲でというとあれですけれども、先ほどちょっと民間ホールのヒアリングということがありますけれども、市外のほうの県の文化センターであるとか、ピッコロシアターであるとか、ああいうところのヒアリングについても今進めているところでございまして、いろいろ条件を今詰めていっているところでございます。

それと機能面で言うと新神戸オリエンタルのＡｉｉＡシアターというところになると思うんですけれども、我々も金額については確認をしているところで、中ホール等の金額の差は当然あるということになりますので、その辺りを埋めていく方法――そういう事情があるのであれば少し割引しますよとかいう話も出てくるかもしれませんし、その辺りをどう埋めていくかというところはちょっと我々としても検討して、今は進めているところでございます。

○**委員**（あわはら富夫）　検討をどんどん進めていただきたいんですけれども、費用面、ちょっと割引したぐらいじゃなかなか難しいぐらいの開きがあるのかなというふうに思いますが、ただ、期限がある程度区切られてきてるので、いつぐらいまでにある程度の形を示せるのか、それだけちょっとお聞きしておきたい。

○**出石文化スポーツ局副局長**　それについてはちょっと、今、期限ということはちょっとなかなか難しいと思いますけれども、非常に皆さん心配もされているというところは我々直接お話を伺っているので、できるだけ早い時期にお示しをできればと考えてございます。

○**委員**（あわはら富夫）　それでは、よろしくお願いしたいと思います。

○**委員**（岩谷しげなり）　さっきの森田委員の議論をお聞きしていて、ちょっと基本的なところを確認したいんですけれども、整備基本計画、これ最新のものが2024年12月増補版というところなんですけど、これまでに2021年８月に改定されていますと。この最新の2024年12月増補版、もう１回読み直したところ、今、森田委員がお話ししていたように中ホールの件もありますし、室内管弦楽団のレジデント機能のことも載っているということなんですけど、この12月増補版というのは、現在も立てつけ上、生きているのかどうかという点について確認したいんですけれども。

○**出石文化スポーツ局副局長**　2024年12月版というのは、今も生きているといいますか、それを改定していますので、それが最新版ということになります。

○**委員**（岩谷しげなり）　もろもろ事情変更が出てくるというところで、改訂とかそういうものは何か局の中で考えていたりはするんですかね。

○**出石文化スポーツ局副局長**　今のところ具体的にというところはございませんけれども、状況の変化等々あれば、そういう必要性が出てくれば、そういうこともあるかもしれませんけれども、今具体的に内部でいろいろ何か検討しているかというとそういうことではございません。

○**委員**（岩谷しげなり）　過去に一度改訂されたりとか増補されている際というのは、そのタイミングで有識者会議とか検討委員会みたいなのは開催されたんですか。

○**出石文化スポーツ局副局長**　委員の方にも来ていただいてお話をさせていただいた上で改訂をしているという状況でございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　今後、雲井通のほうの２期計画とかもいろいろどうなっていくだろうかと注目しているところなんですけど、今の例えば中ホールのところ、代替施設どうするのと、演劇の人たちどうするのという議論あったと思うんですけど、その前には室内管弦楽団もレジデン

ト機能をどうするのというところで、いろいろ計画が今流動的で変わっていってるなという印象なんですけれども、先ほどの御答弁を聞いていても、代替施設のほうを考えてらっしゃるということなんですけど、計画変更の際――計画変更というのかな、その際に、何かもうちょっと費用対効果とか、そういうハードのお金の話というのでいろいろ局のほうも検討されて考えられたとは思うんですけど、何かそういう文化的なところ、専門知みたいな――中ホール使えないようになりますと、演劇の人たちどうするかという、そのタイミングでそういう専門的知見みたいなのが入ってたのかどうなのかなというのが、今いろいろ議論聞きながら思ったんですけど、そこのところってどうなんですかね。

○**出石文化スポーツ局副局長**　専門知というか、その辺りその都度その都度、そういう専門の方とかにアドバイスいただいたりとかというようなことは行っております。

○**委員**（岩谷しげなり）　演劇するところをどうしようか問題というのも、いろいろ専門家の人たちとも話し合った上で、今回、中ホール閉館みたいなところに至ったという感じなんですか。

○**出石文化スポーツ局副局長**　中ホールの件に関しましては、そちらの話というよりも、やはり建物あるいは設備、その老朽化の話も進んでおりましたので、そちらのほうのウエートのほうが大きかったのかなと考えております。

○**委員**（岩谷しげなり）　今後、そういう経済的な側面のところもあるし、それ以外のいろんな老朽化であったりとか、様々なこういう環境の変化とか、いろんなことはあるとは思うんです。それに合わせてハードの面も変えていくという部分が出てくるかもしれないですけれども、やっぱりそのタイミングぐらいで、今みたいな問題が起こさないために、室内管弦楽団のほうもそうなんですけれども、ある程度専門家の意見聞きながら、この場合はこうしようとか、この場合こうしようとか、こっちのほうがいいんじゃないかみたいな、そういうもうちょっとソフトの面の視点というのも必要なんじゃないかなと思うんですけど、もし今後そういうことがあれば、この文化ホールに限らず、いろんな文化スポーツ局所管の公共施設の話で何かそういうのあれば、ぜひとも専門家の知見を存分に聞きながら、こういうリスクがあるよというところ、そういうソフトの深い部分のところの検討もしていただきたいと思うんですけれども、最後これについて御答弁をお願いします。

○**出石文化スポーツ局副局長**　できればそういう万能な方がいらっしゃったらというのもあるんですけども、それぞれいろんな分野、我々も非常に広いレンジで、文化といってもいろいろ幅広くやっておりますので、今のところは分野の方々に、そのときにそのテーマについてお話を伺いながら、アドバイスをいただいて決めていって、それをまた議会の場で御相談して決めていくというような形が一般的な流れかなと考えてございます。

○**委員**（岩谷しげなり）　ぜひよろしくお願いします。

何か今の中ホールの議論も、事前に予想できたことなんじゃないかなというところもございますし、いろいろこの整備計画のほうも中身が変わっていく中で、専門知もそうですけれども、神戸市って割と、私、フォーラムというのが、市民フォーラム大好きな自治体だなと思ってますので、なるべくそういうのも公開していって、何が適切かというところを考えていっていただきたいということで私の質問を終わります。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（髙瀬勝也）　他に御質疑がなければ、文化スポーツ局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、文化スポーツ局が退出するまでしばらくお待ち願います。

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、これより意見決定を行います。

初めに、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○**委員長**（髙瀬勝也）　原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長**（髙瀬勝也）　挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第62号議案中央卸売市場本場土物センター・大規模加工場棟新築工事請負契約締結の件についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（髙瀬勝也）　それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第218号から第220号及び第223号から第233号神戸空港の特定利用空港指定問題について、国の責任で市民に十分な情報公開と説明を行わせ、神戸市が指定に同意しないことを求める陳情ほか13件について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○**委員**（平野達司）　自民党です。陳情218から220、それから223から233号につきましては、５月18日の本委員会の陳情195号と同様に、自由民主党神戸市会議員団は不採択です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　公明党さん。

○**委員**（門田まゆみ）　公明党は審査打切とさせていただきます。以下４点、理由を述べます。

陳情第218から220、223から226、228、231から232号に対して、国の回答で、米軍不参加や市の最終判断権限などが確認でき、拒否の必要はありませんが、市民の不安は根強いため、市は国にさらなる丁寧な説明を求めるとともに、市独自にも分かりやすい発信を行うべきと考えます。

また、陳情第227、233に対しては、国の説明で運用の枠組みは明確に示されており、指定拒否の理由は乏しいと思いますが、市民の不安に寄り添う姿勢は不可欠です。市独自の説明会開催ではなくとも、市広報等で迅速丁寧な情報発信に努めるよう求めます。

陳情第229号に対してです。時期の明示や指定拒否は困難ですが、市民の心配の声は真摯に受け止めるべきで、今後も国の動向や安全対策など市民が安心できるよう、市からタイムリーかつ丁寧な情報提供、発信に努めることを要望します。

陳情第230号に対して、国の回答で安全面や自治体の権限は示されていますが、市民の懸念に応える姿勢は重要です。過度な保留等はできませんが、情報を漏れなく速やかに市民や運用状況など発信・共有していくことを市に求めます。

○**委員長**（髙瀬勝也）　日本維新の会さん。

○**委員**（岩谷しげなり）　不採択といたします。

理由は、神戸空港の特定利用空港への指定に関しては、平時からの関係機関との連携を通じ、大規模災害発生時における迅速な人命救助や緊急物資の輸送など、防災危機管理機能の点で意義があると考えられます。また、国への確認内容に基づき、本枠組みには米軍は参加しないこと、訓練等においては現在の飛行経路や運用時間を基本的に遵守すること、そして、最終的な空港利用の可否判断は引き続き航空管理者たる神戸市にあることなど、運用上の制限や地方自治体としての権限の担保も確認されています。

市民への情報提供や説明については、神戸市において、議会での報告やホームページにおける情報開示や市民からの個別の問合せに対する説明対応が既に行われています。引き続き神戸市としては、市民の疑問に対し、丁寧かつ適切に実施されることを求めます。

以上の理由から、本陳情につきましては、日本維新の会はいずれも不採択といたします。

○**委員長**（髙瀬勝也）　日本共産党さん。

○**委員**（赤田かつのり）　14件全ての陳情について採択すべきだというのが私たちの考えです。

国――高市政権の下で、憲法９条に基づく平和国家の原則が壊され、９条そのものの改悪が狙われるという最も危険な局面があります。それを背景に、自衛隊などが有事・戦時に神戸空港を利用する。さらに、特定利用空港の枠組みに入ることによって、平素から、平時から利用できるようにし、軍事訓練や人員・物資の輸送など軍事利用に組み込まれてしまう、そういう危険があります。特定利用空港の指定を受けることは、これはもう断じて危険なことであります。

神戸市は国際平和都市です。平和友好の機運を高めていくべきです。国に対しても毅然とした態度を取るべきです。そして、市民に対する説明責任をしっかりと果たすべきだと考えます。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　こうべ未来さん。

○**委員**（諫山大介）　こうべ未来です。陳情第218号から第220号並びに陳情第223号から233号の陳情に関しては、不採択を主張します。

本制度は国の安全保障施策であるため、有事の運用想定や安全対策などの具体的な説明は、国が主体となって丁寧に行うべきであるということを基本とし、空港管理者である神戸市は、国とのやり取りや説明内容について、ホームページ、経済港湾委員会など議会を通じて定期公表し、透明性の確保に努めていると確認しております。

現時点では、国との事前確認、情報共有の段階であり、正式な指定依頼を受ける段階で、民間運用への影響を総合的に精査した上で可否を判断するという方針ということから、正式な要請内容が出そろった段階で改めて適否を検証、判断することは妥当であるという理由です。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　つなぐさん。

○**委員**（あわはら富夫）　つなぐ議員団です。結論から言いますと、陳情第218号から220号、それから陳情第223号から233号の14件の神戸空港特定利用空港指定問題に関する陳情については、全て採択を主張したいと思います。

この特定利用空港・港湾という制度そのものが、災害、防災という視点よりも、日本の安全保障ということで、いわゆる安保三文書に規定されてから始まったもので、しかも、台湾有事を想定して、南西諸島から指定が始まっていったという歴史的経過を見ても、戦争準備のために、有事のために平時から訓練をしていくと。そのための仕組みを今のうちにつくっておきましょうというふうな内容のものだと思います。

今回、回答がありましたけれども、メリットがあるのかということをお聞きしたんですけれども、神戸空港事業としてのメリットはないんじゃないか。断っても不利益はないというふうに向こうが断言しているわけですから、この際、特定利用空港――将来的に戦争ということが仮に起こった場合、当然、軍民共用空港と判断されるような内容が今回の回答からも指摘されると思います。そうなると、実質、私たちのまちが攻撃対象になるということは極力避けるべきであって、しかもメリットがない。断っても不利益にならないということであれば、特定利用空港についてはお断りをすると。それとともに、今たくさんの疑問点、市民のいろんな思いというのがあるわけですから、本来、説明責任は日本国、国にあるわけですので、国がやっぱり出向いてきて、そのことについてやっぱりきっちり説明をしていただくということが必要なんではないか。そういう理由で採択を主張します。

以上です。

○**委員長**（髙瀬勝也）　各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の３つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方は、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○**委員長**（髙瀬勝也）　挙手多数であります。

よって、本件は採否を決することに決定いたしました。

それでは、採択または不採択の採決をいたします。

本陳情について、採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○**委員長**（髙瀬勝也）　挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○**委員長**（髙瀬勝也）　本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後３時49分閉会）